

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和7年10月

山 口 県 人 事 委 員 会

目 次

別紙第 1 公務運営に関する報告（意見）	1
1 県行政を支える人材の確保	2
2 働きがいを実感できる環境づくり	3
3 働きやすい勤務環境の整備	6
4 公務員倫理の徹底	1 1
 別紙第 2 職員の給与に関する報告	1 3
1 職員の給与	1 3
2 民間給与の調査	1 3
3 民間との給与の比較	1 4
4 国家公務員との給料の比較	1 6
5 物価及び生計費の状況	1 6
6 人事院の報告及び勧告の内容	1 6
7 給与の改定	1 7
8 今後の課題	2 0
 別紙第 3 職員の給与に関する勧告	2 2
1 給料表	2 2
2 諸手当	2 2
3 改定の実施時期	2 4
別記第 1	2 5
別記第 2	5 3
別記第 3	5 3
 人事院の給与勧告等の概要	5 5
参考資料	5 7

公務運営に関する報告（意見）

県行政は、幅広い分野での公務の遂行を通じて、県民の安全と安心な暮らしを守り、豊かな地域社会を創り、それを次代に継承するという極めて重要な役割を有している。

その推進を担う職員には、広範な視野と高い見識が求められ、高い志と意欲を持って業務を進めることで、自身にとってもやりがいや充実感が得られ、このことが公務の魅力につながるものである。

しかしながら、生産年齢人口の減少や若者の県外流出などにより企業の人手不足が慢性化し、また、職業観の多様化や就業意識の変化などを背景に、職業としての公務員を敬遠する風潮がうかがわれ、国・地方を通じて人材の確保が深刻な課題となっている。

こうしたことから、人事院では、これを国家的な危機としてとらえ、人材獲得競争の中での優秀な人材の確保に向け、「高い使命感とやりがいのある公務」をめざし、改革を新たなフェーズへと進め、スピード感を持って取組を進める必要があるとしている。

本県でも、採用試験の申込者数は低迷を続けており、これまでも試験の実施時期や方法等について抜本的な見直しを行ってきたが、一時的には申込者数は増加したものの、減少傾向の流れを変えていくまでには至っていない。特に技術系職種では、採用予定者数に満たない職種が広がり始めるなど、県行政を支える人材の確保については、極めて深刻な状況にある。

一方で、若い世代は終身雇用にこだわりはなく、職業選択においては自身の成長やキャリア形成を求める意識が強いとされており、現下の求人情勢からも転職が比較的容易になったことも相俟って、公務職場からの離職を選択する職員も増加しており、本県でも、給与等の処遇改善や多様な働き方の推進などを進めているものの、こうした職員は増えつつある。

今や、県行政を支える職員の確保やその定着は、待ったなしの状況にあり、将来にわたって質の高い行政サービスを提供し、確固たる県づくりを進めていくためには、実効ある対策を早急に講じるべき、まさに正念場を迎えており、県としては、これまでの枠にとらわれず、次代をしっかりと見据えた人事諸施策を積極果敢に進め、この難局を乗り越えていかなければならない。

そのためには、まずは、就職先として公務職場の山口県に目を向け、具体的な選択へと結びつけられるよう、学生の就職活動の動向を踏まえ、志願者を山口県に引きつけるような採用試験制度の一層の見直しを進める必要がある。

また、何よりも、職員一人ひとりの事情に応じた柔軟な働き方が容易に選択でき、豊かな生活との両立の下で、仕事を通じて達成感が得られ、自己成長ができるよう、働きやすさと働きがいを併せて実感できる環境を整えていくことが重要である。そして、職員が日々、意欲的に業務遂行する姿を見せることこそが公務の魅力を高めることになるものであり、若い世代をはじめ全ての職員にとって働き続けたい職場づくりにつながっていくものである。さらに、それを公務内外に分かりやすく伝えることで公務志望者の裾野が広がっていくものと考えている。

こうした認識の下、本委員会は、今後の公務運営に係る諸課題について、次のとおり意見を述べる。

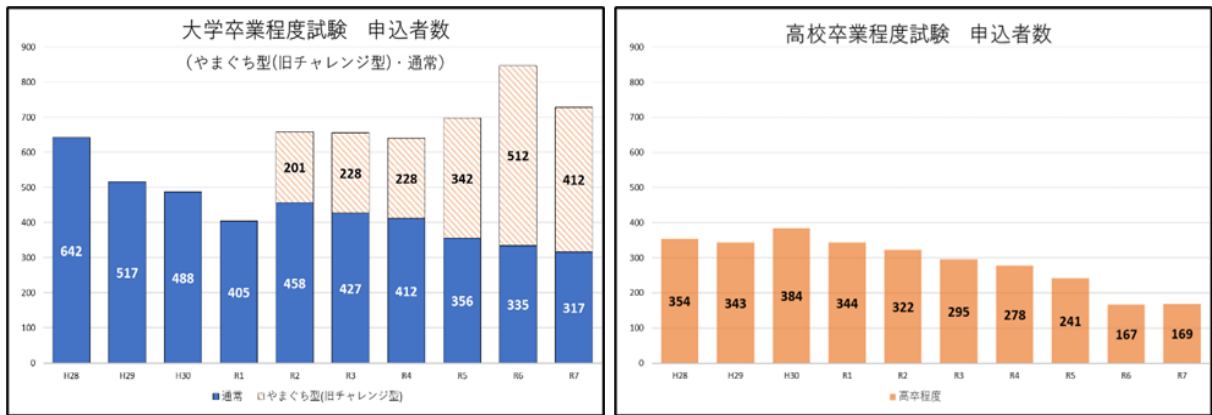
1 県行政を支える人材の確保

近年、本県の採用試験の申込者数が低迷する中、本委員会では、申込者数の増加に向け、令和2年度から早期型試験を実施し、基礎能力試験（SPI）の導入等を進めるなど採用試験制度の見直しに取り組んできた。

こうした取組により、昨年度の大学卒業程度試験の申込者数は、過去10年間で最多となったものの、早期型試験の全国的な広がり等により、本年度の申込者数は再び減少に転じることとなった。特に、技術系職種においては、採用予定者数に満たない職種が広がり始め、また、高校卒業程度試験の申込者数は依然として低迷しており、人材の確保は極めて深刻な状況にある。

このため、本委員会としては、技術系職種の確保に向けた新たな採用試験の創設など、採用試験制度のさらなる見直しを行うとともに、任命権者との連携を一層強化し、若手職員による出身大学での説明会開催や公務の魅力をまとめた動画の配信など、リクルート活動や情報発信の強化に取り組み、必要な人材の確保につなげていく。

また、人材の流動化が進む中、多様な経験や知識・専門性を有し、即戦力となる人材を確保するため、職務経験者採用の拡充についても検討する必要がある。



2 働きがいを実感できる環境づくり

(1) 能力・実績に基づく人事管理

職員の士気を高め、組織活力や公務能率の維持・向上、さらには職場の魅力向上等を図るためには、職員の能力・実績を的確に把握・評価し、任用や給与等に適切に反映することが重要である。

本県では、全ての任命権者において人事評価制度が運用されているが、この制度が、職員の自己成長に大きく寄与するとともに、公正で納得性の高いものとして定着するよう、運用状況の把握・検証・見直し等を継続的に行い、能力・実績に基づく人事管理を一層推進する必要がある。

また、職員の意欲や能力を最大限に引き出すためには、長期的な人材育成や活力ある組織運営の観点に立ち、職員の希望や意向を十分に踏まえ、その強みや適性、専門性等を重視した上で、戦略的な人事配置等を行うことが重要であり、これにより職員の離職防止、ひいては公務の魅力向上にもつながるものとする。

例えば、特定の行政分野や特定の地域でのエキスパートの育成に資する人事異動の在り方や、キャリア形成等に資する人事ローテーションのサイクルの多様化などの取組を検討する必要がある。

なお、人事院は、本年の報告において、実力本位で挑戦できる公務の実現に向け、職務・職責に見合った給与処遇が確保できるよう、官民給与の比較対象について「50人以上」から「100人以上」への見直しや、昇格前の級に一定期間在級を求める制度の廃止などを先行実施することとした。

本県においても、県行政を支える人材を確保するとともに、職務・職責に見合う

給与処遇の実現を通じた職員の意欲の向上が重要であることから、まず、公民給与の比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に見直すこととした。また、在級期間に係る制度の在り方についても検討を進める必要がある。

(2) 職員のニーズや社会情勢等を踏まえた研修の実施

県行政を担う職員はかけがえのない人的資本であり、その育成に当たっては、主に若手職員でのキャリア形成への関心の高まりなど、職員のニーズや意識の変化を踏まえ、職員が自律的・主体的かつ継続的に学習し、自己啓発できる環境を整えていくことが不可欠である。

また、D XやG Xの進展など社会情勢の急速な変化に伴い行政が果たすべき役割は大きく変化する中、職員に求められる能力や資質の多様化・高度化にしっかりと応えていくことも重要である。こうしたことから、新たに生じる政策課題や一層複雑化する行政課題に的確に対応できるよう、多様な研修を充実していく必要がある。

特に、本県では、「やまぐちデジタル改革基本方針」に基づき、県政のあらゆる分野でデジタルの実装が進められており、行政サービスの向上や業務改革の推進に向けて、全ての職員におけるデジタル技術の底上げや、職位に応じたデジタル技術の習得が可能となるよう、効果的・計画的な研修の実施により、デジタル人材の育成を進める必要がある。

(3) 多様な職員の活躍促進

県行政のあらゆる分野において、職員が持てる力を存分に発揮し、誰もが意欲的に業務に取り組むことができるような環境の整備が求められる。

ア 高齢層職員の活躍

定年の65歳への段階的な引上げが令和5年度から施行された。

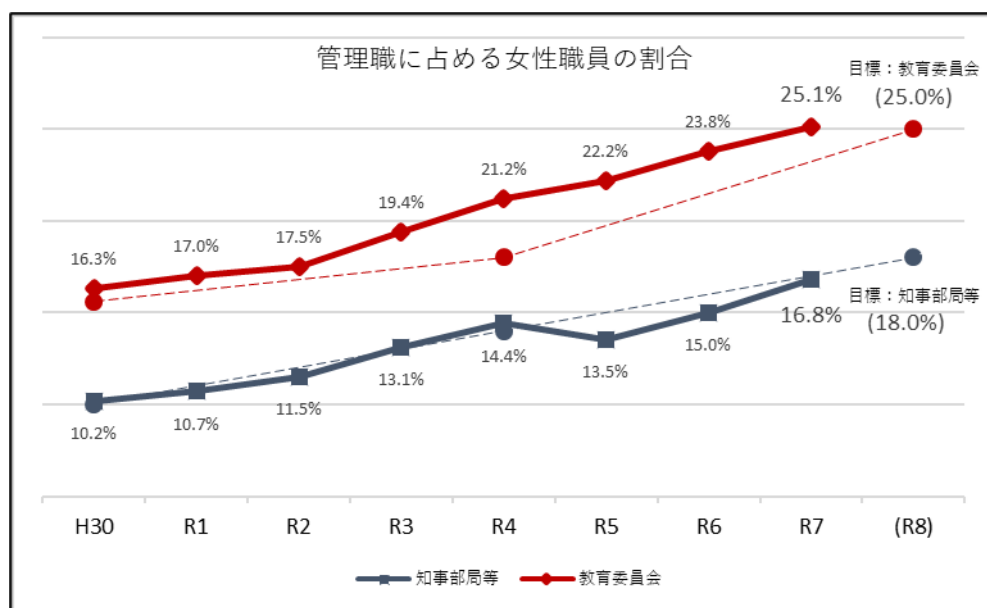
任命権者においては、それぞれの職員が、60歳以後の職務や処遇について理解し、希望する働き方を選択できるよう、対象職員への情報提供や意思確認を適切に行うことはもとより、60歳を超える職員が、その多様な知識や経験を発揮できる人事管理や、モチベーションを維持できる環境整備などを進めていく必要がある。

イ 女性職員の活躍

女性職員が、その能力や適性を十分に発揮できる環境づくりは、組織の活性化の観点からも重要である。

任命権者においては、特定事業主行動計画に基づき、女性管理職の登用などの目標達成に向けて計画的な取組が行われている。

今後も、人材の確保・育成や勤務環境の整備、仕事と生活の両立支援の充実を図りながら、女性職員が活躍できる環境整備を進めていく必要がある。



ウ 障害者の雇用・活躍

障害のある人が働きやすい環境を整備することは、誰もが仕事を通して社会参加できる共生社会の実現につながるものであり、県が率先して取り組むことが重要である。

任命権者においては、今後の法定雇用率の引上げを見据え、継続した雇用と定着の促進を図りながら、障害のある職員の特性や希望等を踏まえた職務の選定、職域の拡大など、その能力を十分に発揮できる環境整備を着実に進めていく必要がある。

障害者 実雇用率

区 分	法定雇用率		実雇用率		
	令和6年4月以降	令和8年7月以降	令和4年6月	令和5年6月	令和6年6月
知 事 部 局	2.80%	3.00%	2.70%	2.91%	3.06%
教育委員会	2.70%	2.90%	2.31%	2.51%	2.86%
警 察 本 部	2.80%	3.00%	3.03%	2.50%	2.87%

3 働きやすい勤務環境の整備

(1) 多様で柔軟な働き方の実現

組織の生産性と活力を高めるためには、職員の健康維持と意欲向上が欠かせないことから、ワーク・ライフ・バランスに配慮し、多様で柔軟な働き方を実現することが重要である。

本県では、これまで、職員が出退勤時間を選択できる時差出勤や、育児・介護を行う職員を対象としたフレックスタイム制等をはじめ、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として在宅勤務制度の導入が図られてきた。

本年度からは、「やまぐちワークスタイルシフト」の取組の一環として、在宅勤務制度や勤務間インターバル制度の見直し、時差出勤に係る請求手続きの弾力化など、全庁的に業務の効率化・高度化や多様な働き方の実現に向けた取組を進めており、引き続き、フレックスタイム制の拡充など、多様な働き方の選択を可能とするための取組を検討する必要がある。

なお、本年の人事院報告では、個人の事情に配慮した柔軟な働き方が可能となるよう、無給休暇の導入やフレックスタイム制等のさらなる柔軟化について具体的な検討を進めるほか、職員の自律的なキャリア形成の促進やモチベーション向上の観点から、いわゆる兼業制度に係る統一的な承認基準を新設することとしている。

今後、こうした国の動向等も踏まえながら、多様で柔軟な働き方が容易に選択できる環境の整備を進める必要がある。

(2) 育児・介護支援の充実

職員が安心して職務に取り組むためには、育児・介護と仕事の両立を可能とする勤務環境の整備が重要であることから、本県においては、これまで育児・介護に関する休暇・休業の拡充など、様々な両立支援制度の整備に取り組んできた。

本年度は、地方公務員の育児休業法等に関する法律の改正を踏まえ、部分休業及び子育て支援部分休暇の取得パターンを増やすなど、育児に係る両立支援制度の拡充を実施したところである。

また、男性職員の育児休業については、共働き・共育てを定着させる一歩として重要であることから、任命権者は、特定事業主行動計画において、「男性職員の2週間以上の育児休業取得率100%」などを目標に掲げ、取組を推進している。

任命権者においては、育児・介護と仕事の両立支援制度を職員が安心して利用できるよう、制度の周知徹底や管理職を含めた全職員の意識醸成、必要な代替職員の確保や事務分担の見直し等に取り組むことが重要である。

(3) 長時間労働の是正等

長時間労働は、職員の心身の健康や業務効率、さらには仕事と生活の両立に大きな影響があるのみならず、その常態化は、公務職場の魅力の低下につながることから、その是正に向け、全庁的に取り組んでいく必要がある。

ア 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減については、これまでも様々な取組が進められているが、職員1人当たりの平均時間外勤務時間や教員1人当たりの平均時間外在校等時間は、依然として高い水準にある。任命権者においては、それぞれが掲げた数値目標の達成・維持に向けて、引き続き、時間外勤務の要因の把握に努めた上で、事務事業の徹底した見直しや生成AIをはじめとしたデジタル技術の活用等による業務の効率化などに積極的に取り組むとともに、業務量に応じた適切な人員配置や必要な人員の確保に努める必要がある。

また、職員一人ひとりが、自らの働き方を見直し、計画的かつ効率的な業務処理を進めることが重要である。特に、管理職員においては、職員の勤務実態を適切に

把握するとともに、業務の進行管理等を適切に行うなど職場内マネジメントを強化する必要がある。

職員 1 人当たりの年間の時間外勤務

区 分	1 人当たり平均（時間／年・人）				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
知 事 部 局	167. 9	180. 6	187.5	141. 0	134. 9
教育委員会事務局	280. 8	280. 8	279.2	279. 3	255. 8
警 察 本 部	170. 6	175. 2	177.0	181. 8	185. 5

イ 学校における働き方改革

学校現場においては、教員の長時間勤務や多忙化が深刻な課題となっており、早急な対策が必要である。このため、教育委員会は、「学校における働き方改革加速化プラン【第 3 期】」において、時間外在校等時間の上限方針の遵守を目標として掲げた上で、適正な勤務時間の管理等による業務の見直し・適正化、I C T の活用促進等による校務の効率化、部活動指導員の配置等による勤務体制等の改善、部活動改革の推進等による学校・家庭・地域の連携・協働を 4 つの柱として取組を進めている。

教員が授業や児童・生徒と向き合う時間を十分に確保し、やりがいを持って教育活動に専念できる環境を整備することは、学校現場における人材の確保と定着にも資することから、学校における働き方改革を着実に進める必要がある。

なお、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、教育委員会は、業務量管理・健康確保措置を実施するための計画の策定・公表や実施状況の公表が義務付けられることとなった。教育委員会においては、改正法の趣旨に沿って、制度を適切に運用していく必要がある。

教員 1 人当たりの 1 か月の時間外在校等時間

区 分	1 人当たり平均（時間／月・人）				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
小 学 校	37. 6	39. 1	38. 4	37. 0	35. 0
中 学 校	45. 9	48. 2	47. 0	44. 5	41. 7
県 立 学 校	29. 8	33. 1	33. 0	32. 4	32. 1

ウ 年次有給休暇の取得促進

年次有給休暇の取得は、総実労働時間の短縮を図り、職員の心身の健康やワーク・ライフ・バランスの実現の観点からも重要である。

任命権者においては、特定事業主行動計画に取得率の目標を掲げ、取得の促進に向けた取組が行われている。

さらなる取得の促進に向け、特に管理職員は、自らの率先した取得、業務の繁閑や職員の意向を踏まえた計画的な取得への配慮など、休暇を取得しやすい雰囲気醸成や職場環境づくりを進める必要がある。

職員 1 人当たりの年次有給休暇取得日数

区 分	1 人当たり平均（日／年・人）				
	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
知 事 部 局	14. 4	14. 4	14. 1	15. 7	15. 8
教育委員会	10. 6	10. 8	11. 6	12. 6	12. 5
警 察 本 部	14. 5	15. 1	14. 1	15. 6	15. 0

(4) 職員の健康管理

職員が心身ともに健康な状態で職務に従事することは、本人や家族にとってだけでなく、公務能率の向上の観点からも重要であり、引き続き、心身両面からの健康管理対策を推進していく必要がある。

ア 身体健康管理対策

職員の健康増進のためには、病気の予防や早期発見、早期治療等につながる取組が重要であり、任命権者においては、定期健康診断など様々な取組を実施しているところである。定年引上げに伴い、高齢層職員の割合が高まることも踏まえ、要精密検査者への早期受診の徹底や、特定保健指導対象者の生活習慣の改善等をさらに進める必要がある。

イ メンタルヘルス対策

近年、職員の長期病休者のうち、精神疾患を原因とする者の占める割合が増加しており、昨年度は6割に迫る状況となっている。任命権者においては、メンタルヘルス対策として、ストレスチェックの活用などによる未然防止、産業医等の指導・助言による早期の発見や対応、円滑な職場復帰、再発防止に至るまでの総合的な対策に徹底して取り組む必要がある。特に、管理職員は、特定の職員に業務が集中しないよう適切に業務量の配分を行うとともに、職員の健康状況等の把握や職場のストレス要因の軽減・除去について、より主体的に取り組むことが重要である。

長期病休者の状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
長期病休者 a	318人	362人	342人	362人	381人
うち精神疾患によるもの b	147人	183人	180人	183人	218人
割 合 (b/a)	46. 2%	50. 6%	52. 6%	50. 6%	57. 2%

ウ 長時間労働による健康管理対策

やむを得ず長時間労働に従事した職員については、疲労の蓄積や心身の健康への影響が懸念されることから、任命権者においては、時間外勤務の縮減の取組と併せ、医師による面接指導等を的確に実施していく必要がある。

また、睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、職員の健康の維持のために不可欠であることから、任命権者においては、勤務間のインターバルが確

保できるような環境整備に努める必要がある。

本委員会は労働基準監督機関として、職員の過重労働防止に向け、所管する事業所に対し、監督指導に努めていく。

(5) ハラスメント防止対策

パワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントなどについては、職員に大きなストレスを与え、心身の健康を害する要因となり、職場の公務能率の低下や勤務環境の悪化を招くとともに、必要な人材の流出につながる可能性がある。

このため、任命権者においては、「パワー・ハラスメントの防止及び解決に関する指針」等に基づき、ハラスメントが起こらず、仮に起きた場合には、迅速かつ適切に対応し、解決できる職場づくりに向けて積極的に取組を進めているが、相談件数は一定数存在している。

ハラスメントについては、職員個人の尊厳や人格を傷つける絶対に許されない行為であり、全ての職員に、ハラスメントに対する正しい認識や、ハラスメントをしてはならないという自覚を徹底するため、任命権者においては、職員に対する指針の周知や研修を通じた意識啓発など、あらゆるハラスメントのない職場づくりに向けた取組を一層進める必要がある。

また、近年、社会全体で関心が高まっているカスタマー・ハラスメントは、職場の公務能率や士気の低下を招くなど、組織運営に深刻な影響を及ぼすものであり、知事部局における職員アンケートの結果では、過去３年間にカスタマー・ハラスメントを受けたと感じた職員が一定数存在した。

今後、こうした調査結果を有効に活用し、カスタマー・ハラスメントの判断基準や職員の対応の在り方、相談・研修体制の構築等について、早急に検討を進める必要がある。

4 公務員倫理の徹底

職員の非行により、県民の信頼を損なう不祥事が依然として後を絶たず、公務員倫理の確立が強く求められている。

職員一人ひとりが、県民全体の奉仕者としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に応えられるよう、職場における指導や職員研修など、不祥事の根絶に向け、実効性のある取組を一層進める必要がある。

職員の給与に関する報告

本委員会は、職員の給与及び民間事業従事者の給与（以下「民間給与」という。）、生計費その他の職員の給与を決定する諸条件について調査、検討を行ったので、その結果を報告する。

1 職員の給与

本委員会が本年4月1日現在で実施した「令和7年職員給与実態調査」によると、「一般職の職員の給与に関する条例」、「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」、「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の適用を受け、本委員会が給与勧告の対象としている職員（以下「職員」という。）の総数は17,709人であって、これらの職員は、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、研究職、医療職、教育職及び特定任期付職員の給料表の適用を受けている。

このうち、民間給与との比較を行った行政職給料表の適用者4,474人の平均給与月額※は363,582円であり、その平均年齢は42.1歳となっている。

また、警察官、教員等を含めた職員全体の平均給与月額は386,505円である。

※ 「平均給与月額」は、定年の引上げに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第3項又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例附則第3項により給料月額が決定される職員を除いて算出。以下同じ。

2 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精確な比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の553の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した155の事業所を対象に、「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施した。

本年の調査では、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の22職種6,268人及び研究員、医師等の54職種1,114人について、本年4月分として支払われ

た給与月額等を調査するとともに、民間事業所における特別給等の支給状況や、給与改定及び通勤手当の支給の状況等について調査を行った。

3 民間との給与の比較

(1) 比較方法の見直し

本年、人事院は、官民給与の比較方法について、比較対象とする企業規模を50人以上から100人以上とする見直し等を行った。

この比較方法の見直しは、本年3月に提出された人事行政諮問会議の最終提言を踏まえて検討が行われたもので、官民給与の比較に当たっては、広く民間企業の状況を反映させる等の観点が求められるが、行政課題の複雑化・多様化や、今日の厳しい人材獲得競争を前提とすれば、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較する必要があるとして行われたものである。

本県においても行政課題は複雑化・多様化しており、こうした状況にあっても、県民の安心安全な暮らしを守るため、質の高い行政サービスを持続的に提供していく必要がある。

また、採用試験申込者数の減少や若手職員の離職増加など公務の人材確保は極めて厳しい状況にあり、その解消に向けた取組が喫緊の課題となっている。

公民給与の比較に当たっては、こうした行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責に照らして、より規模の大きな企業と比較する必要がある。

こうした人事院の見直し内容及び本県の状況を踏まえ、比較対象とする企業規模を50人以上から100人以上とする見直しを行うこととする。

(2) 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務にあつては行政職、民間にあつてはこれに相当する職種の職務に従事する者について、責任の度合い、学歴及び年齢が同等であると認められる者の相互の給与をラスパイレス方式により比較したところ、次表に示すとおり、1人当たり平均にして職員給与が民間給与を11,153円（3.02%）下回っている。

民間給与と職員給与の較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A)－(B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
379,941円	368,788円	11,153円 (3.02%)

- (注) 1 民間給与は、その責任の度合い、学歴及び年齢別の平均給与月額を算定し、これに対応する公務の職員数により加重平均したものである（ラスパイレス方式）。
- 2 民間にあっては本年度の新規学卒の採用者を、公務にあっては本年度の新規採用者、公益的法人等派遣職員、専従休職者等を除いている。
- 3 民間給与は、決まって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。
- 4 職員給与は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）を合計した額である。

(3) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給及びその月の平均所定内給与は、次表に示すとおりであって、特別給の支給額は、平均所定内給与月額の4.65月分に相当しており、職員の特別給の年間の平均支給月数（4.60月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.05月分下回っている。

民間における特別給の支給状況

特別給の支給額	下半期 (A1)	813,063 円
	上半期 (A2)	853,444 円
平均所定内給与月額	下半期 (B1)	353,138 円
	上半期 (B2)	363,941 円
特別給の支給割合	下半期 (A1/B1)	2.30 月分
	上半期 (A2/B2)	2.35 月分
	年間計	4.65 月分

- (注) 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

4 国家公務員との給料の比較

昨年4月における本県の行政職給料表適用者と国の行政職俸給表(一)適用者の給料の月額を、学歴及び経験年数を考慮して比較すると、国家公務員を100としたときのラスパイレス指数は99.3となっている。

本県のラスパイレス指数の推移

年	令和4年	令和5年	令和6年
ラスパイレス指数	99.0	99.1	99.3

都道府県のラスパイレス指数の状況（令和6年）

ラスパイレス指数	99未満	99以上 100未満	100以上 101未満	101以上
団 体 数	9	20	15	3

備考 都道府県のラスパイレス指数の平均は99.7となっている。

5 物価及び生計費の状況

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国で3.6%、山口市で3.5%それぞれ上昇している。

また、本委員会が、総務省による家計調査を基礎として算定した山口市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、本年4月において、それぞれ173,196円、205,737円及び238,269円となっている。

6 人事院の報告及び勧告の内容

人事院は、本年8月、月例給について国家公務員給与が民間給与を15,014円(3.62%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、俸給月額を引き上げる勧告を行い、公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定を行った。

なお、官民給与の比較方法について、比較対象企業規模を50人以上から100人以上とするとともに、本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模500人以上か

ら1,000人以上とする見直しを行った。

この本府省職員との対応関係の見直しを行わず、比較対象企業規模を50人以上から100人以上とする見直しのみを行った場合の官民較差は11,891円(2.87%)である。

民間事業所で支払われた特別給については、所定内給与月額4.65月分に相当し、国家公務員の特別給の支給割合(4.60月分)が民間事業所の特別給の支給割合を0.05月分下回っていることから、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引き上げる勧告を行った。

また、自動車等使用者に対する通勤手当について、新たな距離区分の創設や、現行距離区分の手当額を引き上げるほか、職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直しとして、本府省業務調整手当の引上げ等を内容とする勧告を行った。

人事院の給与勧告等の概要については、55ページ及び56ページのとおりである。

7 給与の改定

職員の給与決定に関係のある基礎的な諸条件は、これまで述べてきたとおりであり、本委員会は、職員と民間との給与、国家公務員との給料等の比較結果及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、職員の給与について、次のとおり判断した。

(1) 給料表

本年4月時点で、職員給与と民間給与を比較した結果、前述のとおり、職員給与が民間給与を11,153円(3.02%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、給料表について、所要の改定を行う必要がある。

改定に当たっては、行政課題の複雑化・多様化や人材の確保等の観点を踏まえ、若年層に重点を置きつつ、その他の職員についても昨年を大幅に上回る引上げを行う必要がある。

(2) 諸手当

ア 期末手当及び勤勉手当

職員の特別給の年間の平均支給月数が民間事業者の特別給の支給割合を0.05月分下回っていた。このため、昨年8月から本年7月までの民間の支給割合との均衡を図るため、特別給の年間支給割合を0.05月分引き上げる必要がある。支給割合の引上げ分は、人事院勧告の内容に準じて、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、所要の引上げを行う必要がある。

なお、暫定再任用職員にあつては、条例に基づき、定年前再任用短時間勤務職員と同様の取扱いとなる。

イ 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、人事院勧告の内容に準じて、最高支給限度額を引き上げる必要がある。

ウ 通勤手当

(7) 自動車等使用者に対する通勤手当

人事院は、本年、自動車等使用者に対する通勤手当について、職種別民間給与実態調査による民間における支給状況を踏まえ、手当額を引き上げる勧告を行った。

本県においても、国、他の都道府県及び民間の支給状況や通勤に要する費用負担の状況等を踏まえ、手当額の引上げを行う必要がある。

なお、距離区分ごとの手当額は、次のとおりとする。

改正後の自動車等使用者に対する通勤手当額

片道の距離	現行	改正後	片道の距離	現行	改正後
2km 以上 4km 未満	2,000 円	現行どおり	50km 以上 54km 未満	29,300 円	30,600 円
4km 以上 6km 未満	3,800 円	4,200 円	54km 以上 58km 未満	31,400 円	32,800 円
6km 以上 10km 未満	5,400 円	6,400 円	58km 以上 62km 未満	33,500 円	35,000 円
10km 以上 14km 未満	7,600 円	8,600 円	62km 以上 66km 未満	35,600 円	37,200 円
14km 以上 18km 未満	9,800 円	10,800 円	66km 以上 70km 未満	37,700 円	39,400 円
18km 以上 22km 未満	12,000 円	13,000 円	70km 以上 74km 未満	39,800 円	41,600 円
22km 以上 26km 未満	14,200 円	15,200 円	74km 以上 78km 未満	41,900 円	43,800 円
26km 以上 30km 未満	16,400 円	17,400 円	78km 以上 82km 未満	44,000 円	46,000 円
30km 以上 34km 未満	18,600 円	19,600 円	82km 以上 86km 未満	46,100 円	48,200 円
34km 以上 38km 未満	20,800 円	21,800 円	86km 以上 90km 未満	48,200 円	50,400 円
38km 以上 42km 未満	23,000 円	24,000 円	90km 以上 94km 未満	50,300 円	52,600 円
42km 以上 46km 未満	25,100 円	26,200 円	94km 以上 98km 未満	52,400 円	54,800 円
46km 以上 50km 未満	27,200 円	28,400 円	98km 以上	54,500 円	57,000 円

(イ) 駐車場等の利用に対する通勤手当

人事院は、1 か月当たり 5,000 円を上限とした駐車場等の利用に対する通勤手当を新設する勧告を行った。

本県においても、人事院勧告の内容に準じて、新たに駐車場等の利用に対する通勤手当を支給する必要がある。

(ウ) 月の途中で採用された職員等の通勤手当

人事院は、本年の報告において、月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、通勤手当の支給等に係る規定に関し、所要の措置を講じることとしている。

本県においても、人事院の報告内容に準じて、月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、所要の措置を講じ、令和 8 年 10 月から実施する必要がある。

エ 特勤勤務手当等

(7) 特勤勤務手当と地域手当との調整の廃止

特勤勤務手当は、地域手当が支給される場合には支給額を減ずる措置を講じているが、人事院の報告内容に準じて、これらの手当間の調整措置を廃止するよう、所要の措置を講じ、令和7年4月から実施する必要がある。

(イ) 特勤勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大

人事院勧告の内容に準じて、特勤公署等への採用に伴い転居を行った職員に対しても特勤勤務手当に準ずる手当を支給する必要がある。

(ウ) 特勤勤務手当の額及び特勤勤務手当に準ずる手当の額の算定基礎見直し

特勤勤務手当の額及び特勤勤務手当に準ずる手当の額の算定基礎について、人事院の報告内容に準じて、「現に受ける給料及び扶養手当の月額」のみを用いる方法に改めるよう、所要の措置を講じ、令和7年4月から実施する必要がある。

オ 宿日直手当

人事院勧告の内容に準じて、最高支給限度額を引き上げる必要がある。

8 今後の課題

(1) 60歳前後の職員の給与水準

人事院は、60歳前後の給与水準（給与カーブ）について、定年の段階的引上げが完成する令和13年3月までに必要な措置を講じられるよう、引き続き検討を行うこととしている。

本県においても、こうした国の検討状況を注視していく必要がある。

(2) 教育職員の給与

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が成立したこと等を踏まえ、本県においても、教育職員の処遇改善を進めるため、所要の措置を講じる必要がある。

(3) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人事院は、本年、最低賃金の上昇が続いていることを踏まえ、採用市場での競争力を確保していくため、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を新設する勧告を行った。

本県においても、国や他の都道府県の動向及び本県の最低賃金の状況等を注視し、所要の措置を講じる必要がある。

(4) 在級期間に係る制度の廃止

人事院は、本年の報告において、職務・職責に見合った処遇確保のため、昇格前の級に一定期間在級を求める制度を廃止することとしており、本県においても、能力・実績に基づく人事管理の推進の観点を踏まえ、在級期間に係る制度の在り方について検討を進める必要がある。

職員の給与に関する勧告

別紙第2の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置をとることを勧告する。

1 給料表

月例給（行政職）を3.02%引き上げるよう、現行の行政職給料表を別記第1(1)のとおり改定すること。

なお、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に別記第1(2)から(6)、別記第2及び別記第3のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 期末手当及び勤勉手当

ア イ、ウ及びエ以外の職員

特別給の年間支給割合を0.05月分引き上げること。

具体的には、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ1.0625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ1.2625月分）とすること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員

特別給の年間支給割合を0.05月分引き上げること。

具体的には、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7125月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5125月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ0.6125月分）とすること。

ウ 任期付研究員

特別給の年間支給割合を0.05月分引き上げること。

具体的には、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

エ 特定任期付職員

特別給の年間支給割合を0.05月分引き上げること。

具体的には、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

(2) 初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を417,600円とすること。

(3) 通勤手当

ア 自動車等使用者に対する加算の限度額を月額55,000円とすること。

イ 自動車等使用者又は交通機関等と自動車等を併用する者のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給すること。

ウ 1箇月当たりの運賃等相当額、自動車等使用額及び駐車場の利用に係る通勤手当の額の合計額の限度額を150,000円とすること。

(4) 特地勤務手当に準ずる手当

新たに給料表の適用を受ける職員となり特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

(5) 宿日直手当

勤務１回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,700円とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、令和７年４月１日から実施すること。ただし、２の(3)のイ及びウについては、令和８年４月１日から実施すること。

別記第1

(1) 行政職給料表

職員の区分	職務等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	197,500	244,000	278,700	312,400	335,400	369,900	424,300	475,900	529,700
	2	198,600	245,400	279,700	313,900	337,300	371,600	426,200	481,200	536,500
	3	199,800	246,800	280,700	315,400	339,100	373,300	428,100	486,200	541,600
	4	200,900	248,200	281,700	316,800	340,800	374,900	429,900	490,800	545,900
	5	202,000	249,600	282,700	318,200	342,500	376,500	431,800	494,800	549,300
	6	203,700	251,000	283,700	319,300	344,200	378,300	433,600	498,300	552,500
	7	205,300	252,400	284,600	320,300	345,900	379,800	435,400	501,200	555,500
	8	206,900	253,800	285,600	321,500	347,500	381,400	437,200	503,700	558,000
	9	208,500	255,200	286,600	322,700	349,200	382,700	438,800	505,700	560,000
	10	210,200	256,400	287,600	324,300	350,900	384,400	440,300		
	11	211,800	257,800	288,600	325,900	352,600	386,000	441,800		
	12	213,400	259,100	289,700	327,500	354,200	387,500	443,300		
	13	214,900	260,300	290,700	329,000	355,700	389,400	444,800		
	14	216,600	261,500	292,000	330,600	357,300	391,300	446,100		
	15	218,300	262,700	293,300	332,200	358,900	393,200	447,400		
	16	220,000	263,900	294,500	333,800	360,400	395,100	448,600		
	17	221,300	265,000	295,700	335,200	361,800	396,600	449,800		
	18	222,900	266,100	297,000	337,000	363,500	398,400	451,200		
	19	224,500	267,200	298,200	338,600	365,100	400,200	452,500		
	20	226,000	268,300	299,400	340,200	366,700	401,800	453,700		
	21	227,500	269,300	300,400	341,600	367,900	403,500	454,900		
	22	229,100	270,200	301,600	343,300	369,400	404,900	455,700		
	23	230,800	271,200	302,900	345,000	370,900	406,300	456,500		
	24	232,400	272,300	304,200	346,700	372,400	407,700	457,300		
	25	234,000	273,300	305,500	347,900	374,200	409,000	457,900		
	26	235,700	274,100	306,500	349,800	376,000	410,200	458,500		
	27	237,000	275,000	307,500	351,500	377,600	411,400	459,100		
	28	238,300	275,900	308,500	353,100	379,300	412,400	459,700		
	29	239,600	276,700	309,600	354,600	380,700	413,500	460,400		
	30	240,700	277,500	310,800	356,200	382,000	414,700	461,200		
	31	241,800	278,300	311,900	357,800	383,400	415,900	461,600		
	32	243,000	279,100	313,100	359,400	384,800	417,000	462,300		
	33	243,900	279,800	314,300	361,100	385,900	417,700	462,800		
	34	245,000	280,600	315,600	362,900	386,800	418,400	463,200		
	35	245,900	281,400	316,900	364,700	387,800	419,100	463,600		
	36	246,900	282,100	318,200	366,500	388,900	419,800	464,000		
	37	247,900	282,800	319,400	368,000	389,700	420,300	464,400		
	38	248,800	283,500	320,700	369,400	390,600	420,900	464,800		
	39	249,700	284,200	322,000	370,800	391,500	421,400	465,100		
	40	250,500	284,900	323,300	372,300	392,300	421,800	465,400		

短時間勤務職員以外の職員	41	251,300	285,600	324,600	373,800	393,100	422,200	465,700		
	42	252,000	286,300	325,900	374,600	393,700	422,400	466,000		
	43	252,600	287,000	327,200	375,600	394,500	422,700	466,300		
	44	253,200	287,700	328,400	376,600	395,300	423,000	466,600		
	45	253,900	288,400	329,300	377,500	396,000	423,300	466,900		
	46	254,500	289,000	330,500	378,600	396,700	423,600			
	47	255,100	289,700	331,800	379,500	397,400	423,900			
	48	255,700	290,300	333,100	380,500	398,100	424,200			
	49	256,300	291,000	334,200	381,400	398,600	424,400			
	50	256,900	291,600	335,500	382,100	399,200	424,700			
	51	257,500	292,300	336,700	382,800	399,800	425,000			
	52	258,000	293,000	337,900	383,400	400,500	425,300			
	53	258,400	293,600	339,200	383,800	400,900	425,500			
	54	258,800	294,200	340,300	384,400	401,500	425,800			
	55	259,100	294,800	341,400	385,000	402,100	426,100			
	56	259,400	295,500	342,500	385,700	402,700	426,400			
	57	259,700	296,100	343,200	386,000	403,100	426,600			
	58	260,000	296,700	344,100	386,700	403,600	426,900			
	59	260,300	297,300	344,800	387,400	404,200	427,200			
	60	260,600	298,000	345,600	388,000	404,800	427,400			
	61	260,900	298,600	346,400	388,300	405,200	427,600			
	62	261,200	299,200	346,800	388,800	405,700	427,900			
	63	261,500	299,700	347,300	389,500	406,200	428,200			
	64	261,800	300,200	348,000	390,100	406,700	428,400			
	65	262,100	300,700	348,800	390,400	406,900	428,600			
	66	262,400	301,300	349,500	391,000	407,300	428,900			
	67	262,700	301,800	350,200	391,700	407,700	429,200			
	68	263,000	302,400	350,800	392,300	408,000	429,400			
	69	263,300	302,800	351,300	392,700	408,300	429,600			
	70	263,600	303,300	351,900	393,200	408,600	429,900			
	71	263,900	303,900	352,400	393,800	408,900	430,200			
	72	264,300	304,500	353,000	394,300	409,200	430,400			
	73	264,600	305,000	353,300	394,800	409,400	430,600			
	74	264,900	305,400	353,800	395,400	409,700				
	75	265,200	305,700	354,200	395,900	410,000				
	76	265,500	306,000	354,600	396,200	410,200				
	77	265,800	306,200	355,000	396,600	410,400				
	78	266,100	306,500	355,500	397,100	410,700				
	79	266,400	306,700	356,000	397,500	411,000				
	80	266,700	307,000	356,500	397,900	411,200				
	81	267,000	307,200	356,800	398,300	411,400				
	82	267,300	307,400	357,200	398,800	411,700				
	83	267,600	307,700	357,600	399,200	412,000				
	84	267,900	307,900	358,000	399,600	412,200				

	85	268,200	308,200	358,300	399,900	412,400				
	86	268,500	308,400	358,700						
	87	268,800	308,700	359,100						
	88	269,100	309,000	359,500						
	89	269,400	309,300	359,700						
	90	269,700	309,600	360,100						
	91	269,900	309,900	360,500						
	92	270,200	310,200	360,900						
	93	270,500	310,400	361,100						
	94		310,600	361,400						
	95		310,900	361,800						
	96		311,300	362,100						
	97		311,500	362,400						
	98		311,800	362,800						
	99		312,100	363,200						
	100		312,500	363,600						
	101		312,700	364,100						
	102		313,000	364,500						
	103		313,300	364,900						
	104		313,600	365,300						
	105		313,800	365,800						
	106		314,100	366,200						
	107		314,400	366,500						
	108		314,700	366,800						
	109		314,900	367,300						
	110		315,300							
	111		315,700							
	112		316,000							
	113		316,200							
	114		316,400							
	115		316,700							
	116		317,100							
	117		317,300							
	118		317,500							
	119		317,800							
	120		318,100							
	121		318,500							
	122		318,700							
	123		318,900							
	124		319,100							
	125		319,400							
短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		202,000	229,700	271,800	292,600	308,300	334,700	378,000	412,600	466,300

(注) 一般職に属する学校職員の給与に関する条例にあつては、7級、8級及び9級を除く。

(2) 公安職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級 等	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	227,500	248,700	271,900	310,800	347,000	368,800	400,100	436,800	483,900
	2	229,900	250,900	273,800	311,800	348,500	370,500	401,800	438,400	489,900
	3	232,400	253,100	275,900	312,700	350,000	372,300	403,400	439,900	494,900
	4	234,800	255,400	278,000	313,600	351,500	373,900	405,100	441,500	499,100
	5	237,100	257,600	280,100	314,200	353,000	375,500	406,700	443,000	503,100
	6	239,500	259,600	281,400	314,900	354,400	377,200	408,300	444,600	506,600
	7	241,900	261,600	282,700	315,600	355,700	378,800	409,900	446,000	509,500
	8	244,200	263,400	284,000	316,300	357,000	380,300	411,500	447,400	512,000
	9	246,400	265,200	285,300	316,900	358,300	381,800	413,000	448,500	514,200
	10	248,500	267,000	286,600	317,600	360,000	383,500	414,600	449,900	
	11	250,600	268,700	287,800	318,300	361,600	385,100	416,200	451,400	
	12	252,600	270,100	289,000	318,900	363,200	386,700	417,900	453,000	
	13	254,500	271,500	290,200	319,600	364,600	388,300	419,400	454,300	
	14	256,600	273,300	291,200	320,300	366,200	389,900	421,400	456,000	
	15	258,600	274,600	292,300	320,900	367,700	391,500	423,400	457,600	
	16	260,200	276,000	293,700	321,700	369,200	393,100	425,400	459,200	
	17	261,800	277,400	294,800	322,400	370,700	394,800	426,900	460,600	
	18	263,300	278,700	295,900	323,200	372,300	396,400	428,600	462,300	
	19	264,800	279,900	297,000	324,200	373,900	398,000	430,200	464,000	
	20	266,300	281,000	298,100	325,000	375,400	399,600	431,900	465,600	
	21	267,800	282,300	299,300	325,900	376,900	401,100	433,600	467,000	
	22	269,400	283,400	299,900	327,200	378,500	402,700	435,100	467,700	
	23	270,900	284,600	300,400	328,500	380,100	404,400	436,600	468,400	
	24	272,400	285,700	301,000	329,800	381,700	406,100	438,000	469,100	
	25	273,900	287,000	301,400	331,000	383,100	407,800	439,200	469,500	
	26	275,100	288,300	302,000	332,500	384,900	409,800	440,700	470,100	
	27	276,300	289,500	302,500	333,800	386,600	411,700	442,200	470,700	
	28	277,500	290,700	303,000	334,800	388,200	413,600	443,600	471,300	
	29	278,700	291,700	303,500	335,700	389,800	415,300	445,100	471,900	
	30	279,900	292,700	304,100	336,900	391,400	416,700	446,400	472,600	
	31	281,000	293,800	304,600	338,100	393,000	418,000	447,600	473,100	
	32	282,100	294,800	305,100	339,200	394,700	419,300	448,800	473,600	
	33	283,400	296,000	305,600	340,300	396,400	420,300	449,800	474,100	
	34	284,700	296,600	306,200	341,500	398,400	421,400	450,500	474,400	
	35	285,900	297,200	306,600	342,700	400,400	422,400	451,300	474,700	
	36	287,200	297,800	307,000	343,700	402,400	423,400	452,000	475,100	
	37	288,100	298,200	307,500	344,800	404,100	424,500	452,500	475,400	
	38	289,100	298,800	308,100	346,000	405,800	425,700	452,900	475,600	
	39	290,200	299,400	308,700	347,200	407,400	426,800	453,300	475,900	
	40	291,400	299,900	309,200	348,400	408,900	427,900	453,600	476,100	
	41	292,600	300,300	309,800	349,500	410,100	429,100	453,900	476,400	
	42	293,200	300,900	310,500	350,700	411,100	429,900	454,200	476,600	
	43	293,800	301,500	311,200	351,900	412,100	430,700	454,500	476,800	
	44	294,300	302,000	311,800	353,100	413,100	431,300	454,800	477,000	
	45	294,700	302,400	312,400	354,200	414,100	431,800	455,000	477,400	
	46	295,200	302,900	313,200	355,500	415,200	432,500	455,300		
	47	295,700	303,400	314,000	356,700	416,300	433,200	455,600		
	48	296,200	303,900	314,700	357,900	417,400	433,800	455,800		

短時間勤務職員以外の職員	49	296,600	304,500	315,500	359,100	418,700	434,500	456,100	
	50	297,100	305,000	316,600	360,500	419,500	434,900	456,400	
	51	297,600	305,600	317,600	361,800	420,300	435,500	456,700	
	52	298,100	306,100	318,600	363,100	420,900	436,100	457,000	
	53	298,600	306,700	319,600	364,000	421,400	436,500	457,200	
	54	299,200	307,300	320,700	365,300	422,100	436,900	457,500	
	55	299,600	308,000	321,700	366,500	422,800	437,400	457,800	
	56	300,000	308,600	322,700	367,700	423,500	437,900	458,100	
	57	300,500	309,200	323,700	368,800	423,800	438,400	458,300	
	58	301,000	310,000	324,800	370,100	424,500	438,900	458,600	
	59	301,500	310,800	325,900	371,500	425,200	439,300	458,900	
	60	301,900	311,500	327,000	372,900	425,700	439,700	459,100	
	61	302,400	312,300	327,900	374,200	426,100	440,100	459,300	
	62	302,800	313,100	329,000	375,700	426,500	440,400	459,600	
	63	303,300	313,900	330,100	377,200	427,000	440,700	459,900	
	64	303,800	314,800	331,200	378,800	427,500	441,000	460,200	
	65	304,300	315,600	332,100	380,000	428,000	441,200	460,400	
	66	304,800	316,500	333,200	381,400	428,400	441,500	460,700	
	67	305,200	317,300	334,300	382,700	428,900	441,800	461,000	
	68	305,600	318,100	335,400	384,100	429,400	442,000	461,300	
	69	306,100	319,000	336,400	385,200	429,900	442,200	461,500	
	70	306,500	319,800	337,500	386,400	430,400	442,500	461,800	
	71	306,900	320,700	338,700	387,600	431,000	442,800	462,100	
	72	307,400	321,600	339,900	388,800	431,500	443,000	462,400	
	73	307,900	322,200	340,600	390,100	431,900	443,200	462,500	
	74	308,400	323,100	341,900	391,300	432,500	443,500		
	75	309,000	324,000	343,200	392,500	432,900	443,800		
	76	309,400	324,800	344,500	393,600	433,100	444,000		
	77	309,900	325,400	345,900	394,800	433,400	444,200		
	78	310,400	326,300	347,300	396,000	433,900	444,500		
	79	311,000	327,200	348,700	397,100	434,200	444,800		
	80	311,600	328,200	350,100	398,300	434,500	445,000		
	81	312,100	329,100	351,400	399,400	434,800	445,200		
	82	312,600	330,200	353,000	400,000	435,200	445,500		
	83	313,300	331,100	354,500	400,500	435,600	445,800		
	84	313,900	332,100	356,100	401,000	436,000	446,000		
	85	314,500	333,000	357,500	401,600	436,300	446,200		
	86	315,200	334,000	359,000	402,200				
	87	315,900	335,000	360,500	402,800				
	88	316,600	336,000	361,900	403,400				
	89	317,300	337,000	363,200	403,700				
	90	318,000	338,300	364,400	404,100				
	91	318,700	339,500	365,700	404,700				
	92	319,400	340,700	367,000	405,200				
	93	319,900	341,800	368,300	405,600				
	94	320,800	343,100	369,800	406,000				
	95	321,700	344,300	371,300	406,500				
	96	322,500	345,600	372,700	407,000				
	97	323,200	346,800	374,000	407,400				
	98	324,100	348,100	375,200	407,900				
	99	325,000	349,400	376,300	408,400				
	100	325,900	350,600	377,500	408,800				

	101	326,800	352,000	378,600	409,100					
	102	327,800	352,900	379,700	409,500					
	103	328,800	353,900	380,800	410,000					
	104	329,700	355,000	382,000	410,300					
	105	330,500	356,100	383,200	410,600					
	106	331,100	357,200	383,700	411,100					
	107	331,700	358,200	384,300	411,600					
	108	332,400	359,200	384,900	412,100					
	109	332,900	360,400	385,500	412,400					
	110	333,400	361,400	386,000	412,900					
	111	333,800	362,400	386,400	413,400					
	112	334,300	363,300	386,900	413,900					
	113	335,100	364,200	387,300	414,200					
	114	335,700	365,200	387,700	414,700					
	115	336,400	366,100	388,200	415,200					
	116	337,000	367,100	388,700	415,700					
	117	337,600	368,100	389,100	416,100					
	118	338,300	368,500	389,600	416,600					
	119	339,000	369,100	390,200	417,000					
	120	339,800	369,700	390,700	417,500					
	121	340,400	370,000	390,900	417,900					
	122	340,700	370,400	391,400						
	123	341,200	370,800	391,900						
	124	341,700	371,200	392,300						
	125	341,900	371,600	392,800						
	126		372,000	393,300						
	127		372,400	393,800						
	128		372,800	394,300						
	129		373,200	394,600						
	130		373,600	395,100						
	131		374,000	395,600						
	132		374,400	396,100						
	133		374,600	396,400						
	134		375,100	396,900						
	135		375,500	397,300						
	136		375,800	397,700						
	137		376,100	398,000						
	138		376,500	398,500						
	139		377,000	399,000						
	140		377,500	399,500						
	141		377,800	399,800						
	142		378,300							
	143		378,800							
	144		379,300							
	145		379,500							
短時 間勤 務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 257,600	円 269,800	円 274,300	円 307,200	円 324,600	円 339,300	円 363,800	円 400,400	円 433,500

(3) 海事職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	235,100	293,600	335,800	383,100	426,500	480,700
	2	238,400	295,300	336,900	384,800	428,600	482,500
	3	241,700	297,000	338,000	386,600	430,700	484,300
	4	245,100	298,700	339,000	388,100	432,800	486,100
	5	248,300	300,400	340,000	389,600	434,800	487,900
	6	251,400	301,900	341,400	391,300	436,200	489,700
	7	254,600	303,400	343,000	393,000	437,600	491,400
	8	257,700	304,900	344,600	394,500	438,900	493,000
	9	260,700	306,400	346,500	396,000	440,200	494,400
	10	263,600	307,700	348,100	397,500	441,500	495,600
	11	266,500	308,900	349,800	399,000	442,700	496,800
	12	269,400	310,200	351,400	400,500	443,900	497,800
	13	272,200	311,500	353,100	402,000	445,100	498,700
	14	275,100	312,800	354,700	403,400	446,300	499,700
	15	277,900	314,000	356,300	404,700	447,500	500,700
	16	280,700	315,400	357,800	406,000	448,600	501,600
	17	283,300	316,600	359,300	407,500	449,600	501,900
	18	284,700	317,700	360,100	409,100	450,600	502,800
	19	286,100	318,900	360,900	410,700	451,700	503,700
	20	287,500	320,000	361,600	412,300	452,800	504,600
	21	288,900	321,300	362,400	413,800	453,700	505,500
	22	290,000	322,100	363,200	415,200	454,500	506,400
	23	291,200	322,800	364,000	416,600	455,400	507,300
	24	292,300	323,500	364,700	418,000	456,200	508,200
	25	293,400	324,200	365,500	419,300	457,100	509,000
	26	294,000	324,900	366,200	420,500	458,000	509,700
	27	294,400	325,500	367,000	421,700	458,900	510,300
	28	294,800	326,100	367,700	422,900	459,700	510,900
	29	295,200	326,800	368,400	424,100	460,100	511,400
	30	295,600	327,400	369,100	425,200	460,600	511,900
	31	295,900	328,000	369,700	426,200	461,200	512,500
	32	296,200	328,600	370,400	427,200	461,700	513,100
	33	296,500	329,200	371,100	427,700	462,200	513,400
	34	296,800	329,800	371,700	428,500	462,500	513,900
	35	297,100	330,200	372,400	429,400	462,900	514,400
	36	297,400	330,700	373,000	430,300	463,300	514,900
	37	297,700	331,200	373,700	431,100	463,600	515,400
	38	298,000	331,700	374,400	432,000	464,100	516,000
	39	298,300	332,200	375,000	432,800	464,700	516,300
	40	298,600	332,500	375,700	433,700	465,300	516,900
	41	298,900	332,800	376,400	434,500	465,900	517,400
	42	299,100	333,100	377,100	435,400	466,600	
	43	299,400	333,400	377,800	436,300	467,200	
	44	299,700	333,700	378,400	436,800	467,800	
	45	300,000	334,000	379,000	437,000	468,100	
	46	300,200	334,300	379,800	437,400	468,700	
	47	300,500	334,600	380,600	437,600	469,300	
	48	300,800	334,900	381,300	438,000	470,000	
	49	301,200	335,200	382,100	438,300	470,400	
	50	301,500	335,500	383,000	438,500	470,700	
	51	301,800	335,800	383,800	438,800	471,000	
	52	302,000	336,100	384,500	439,200	471,200	

	53	302,200	336,400	385,100	439,500	471,400	
	54	302,500	336,700	386,000	440,000	471,600	
	55	302,800	337,000	386,900	440,500	471,900	
	56	303,000	337,200	387,700	441,000	472,200	
	57	303,200	337,500	388,100	441,600	472,400	
	58	303,500	337,800	388,400	442,200	472,700	
	59	303,800	338,100	388,700	442,700	473,000	
	60	304,000	338,300	389,000	443,200	473,200	
	61	304,200	338,500	389,300	443,800	473,400	
	62	304,500	338,800	389,600	444,300		
	63	304,800	339,100	389,900	444,800		
	64	305,000	339,300	390,200	445,400		
	65	305,200	339,500	390,400	445,900		
	66	305,400	339,800	390,600	446,500		
	67	305,600	340,100	390,900	447,000		
	68	305,900	340,300	391,200	447,600		
	69	306,200	340,500	391,500	448,100		
	70			391,700	448,500		
	71			392,000	449,200		
	72			392,300	449,800		
	73			392,600	450,100		
	74			393,000	450,600		
	75			393,400	451,200		
	76			393,800	451,700		
	77			394,200	452,100		
	78			394,600	452,600		
	79			395,100	453,300		
	80			395,600	454,000		
	81			396,000	454,200		
	82			396,400			
	83			396,800			
	84			397,300			
	85			397,800			
	86			398,300			
	87			398,800			
	88			399,300			
	89			399,600			
	90			400,000			
	91			400,300			
	92			400,700			
	93			401,200			
	94			401,500			
	95			402,000			
	96			402,400			
	97			403,000			
短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 235,500	円 266,800	円 297,800	円 340,700	円 370,300	円 419,100

(4) 研究職給料表

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	197,900	248,900	341,800	391,800	464,000
	2	199,000	253,200	343,800	393,200	474,300
	3	200,200	256,100	345,800	394,600	484,100
	4	201,300	258,800	347,800	396,000	494,100
	5	202,400	261,400	349,600	397,400	504,000
	6	204,600	263,100	351,600	398,800	514,100
	7	206,800	264,600	353,500	400,200	523,000
	8	208,900	266,200	355,400	401,600	530,900
	9	211,000	267,700	357,100	403,000	538,700
	10	213,000	269,700	358,700	404,500	545,900
	11	215,000	271,600	360,300	406,000	551,200
	12	217,000	273,500	361,900	407,400	555,800
	13	219,100	275,500	363,500	408,800	558,800
	14	221,000	277,700	364,500	410,300	560,800
	15	222,900	280,000	365,500	411,800	
	16	224,700	282,200	366,400	413,300	
	17	226,400	284,300	367,500	414,800	
	18	228,200	286,600	368,700	416,600	
	19	230,100	289,000	369,900	418,100	
	20	231,900	291,400	371,100	419,800	
	21	233,700	293,700	372,300	421,000	
	22	235,500	295,800	373,400	422,300	
	23	237,200	297,900	374,400	423,700	
	24	238,900	299,900	375,500	425,100	
	25	240,600	302,000	376,600	426,400	
	26	242,800	303,900	377,600	427,700	
	27	244,700	305,800	378,500	429,200	
	28	246,600	307,700	379,500	430,700	
	29	248,500	309,600	380,400	431,900	
	30	249,600	311,100	381,200	433,100	
	31	250,700	312,700	382,000	434,700	
	32	251,800	314,200	382,800	436,200	
	33	253,300	315,700	383,500	437,500	
	34	254,500	317,200	384,200	438,900	
	35	256,000	318,700	385,000	440,300	
	36	257,400	320,100	385,800	441,700	
	37	258,800	321,500	386,600	443,100	
	38	260,300	322,400	387,300	444,500	
	39	261,800	323,300	388,100	445,900	
	40	263,400	324,100	388,900	447,300	

短時間勤務職員以外の職員	41	264,800	324,800	389,700	448,400
	42	266,100	325,300	390,900	449,700
	43	267,500	325,800	392,200	451,100
	44	269,000	326,200	393,400	452,500
	45	270,500	326,700	394,100	453,300
	46	271,800	327,200	395,000	454,200
	47	273,000	327,700	395,800	455,100
	48	274,200	328,100	396,500	456,000
	49	275,400	328,500	397,200	456,800
	50	276,500	328,900	397,900	457,600
	51	277,600	329,200	398,600	458,200
	52	278,700	329,700	399,200	459,000
	53	279,800	330,100	399,800	459,400
	54	280,900	330,500	400,500	460,000
	55	281,900	330,900	401,300	460,500
	56	282,900	331,200	402,100	460,900
	57	283,900	331,600	402,700	461,400
	58	284,600	331,900	403,500	
	59	285,100	332,300	404,200	
	60	285,700	332,600	404,900	
	61	286,300	333,000	405,500	
	62	286,900	333,500	406,200	
	63	287,500	334,100	406,800	
	64	288,000	334,600	407,500	
	65	288,600	335,000	408,200	
	66	289,100	335,600	408,800	
	67	289,700	336,100	409,400	
	68	290,200	336,700	410,100	
	69	290,800	337,200	410,800	
	70	291,500	337,700	411,300	
	71	292,200	338,300	411,900	
	72	292,800	338,900	412,500	
	73	293,400	339,400	413,000	
	74	294,000	340,100	413,600	
	75	294,600	340,800	414,200	
	76	295,300	341,500	414,700	
	77	295,900	342,100	415,200	
	78	296,600	342,700	415,700	
	79	297,300	343,400	416,200	
	80	297,800	344,100	416,900	
	81	298,400	344,800	417,300	
	82	299,000	345,500		
	83	299,700	346,100		
	84	300,300	346,700		

	85	300,800	347,200			
	86	301,400	347,700			
	87	302,100	348,100			
	88	302,700	348,500			
	89	303,200	348,800			
	90	303,900	349,300			
	91	304,600	349,600			
	92	305,200	350,000			
	93	305,800	350,300			
	94	306,400	350,700			
	95	307,000	351,100			
	96	307,600	351,500			
	97	307,900	352,000			
	98	308,400	352,500			
	99	309,000	353,000			
	100	309,500	353,500			
	101	309,900	354,000			
	102	310,300	354,500			
	103	310,600	354,900			
	104	311,000	355,400			
	105	311,400	355,800			
	106	311,800	356,200			
	107	312,200	356,700			
	108	312,500	357,100			
	109	312,700	357,600			
	110	313,100	358,000			
	111	313,400	358,400			
	112	313,600	358,800			
	113	313,900	359,300			
	114	314,200	359,700			
	115	314,500	360,100			
	116	314,800	360,500			
	117	315,100	361,000			
	118	315,400	361,400			
	119	315,600	361,800			
	120	315,900	362,200			
	121	316,200	362,600			
短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 232,200	円 275,800	円 301,700	円 345,900	円 406,800

(5) 医療職給料表

ア 医療職給料表 (一)

職員 の区 分	職 務 の 等 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	308,200	419,100	474,300	571,100
	2	310,500	421,900	476,300	577,200
	3	312,800	424,500	478,200	582,300
	4	315,100	426,900	480,200	587,000
	5	317,200	429,200	481,500	591,400
	6	320,700	431,400	483,300	595,700
	7	324,200	433,500	485,100	599,100
	8	327,700	435,600	487,000	602,100
	9	331,100	437,700	488,700	604,600
	10	334,600	439,200	490,400	606,900
	11	338,100	440,700	492,200	
	12	341,500	442,200	494,000	
	13	344,900	443,600	495,800	
	14	348,400	445,100	497,600	
	15	351,900	446,600	499,400	
	16	355,300	448,000	501,200	
	17	358,700	449,300	503,100	
	18	361,900	450,800	505,000	
	19	365,100	452,200	506,900	
	20	368,300	453,600	508,800	
	21	371,600	454,900	510,700	
	22	374,800	456,400	512,400	
	23	377,900	457,900	514,200	
	24	380,900	459,300	516,000	
	25	384,000	460,700	517,600	
	26	386,400	462,100	519,400	
	27	388,700	463,400	521,300	
	28	390,900	464,800	522,800	
	29	392,800	466,200	524,200	
	30	394,500	467,500	525,900	
	31	396,200	468,900	527,700	
	32	398,000	470,300	529,400	
	33	399,800	471,700	531,000	
	34	401,600	473,100	532,300	
	35	403,200	474,400	533,600	
	36	404,500	475,800	534,900	
	37	405,900	477,200	535,900	
	38	407,300	478,900	537,200	
	39	408,700	480,500	538,500	
	40	410,200	482,100	539,800	
	41	411,700	483,700	540,800	
	42	412,400	484,900	541,600	
	43	413,000	486,000	542,400	
	44	413,600	487,100	543,200	
	45	414,400	488,100	544,100	
	46	415,000	489,000	544,900	
	47	415,600	489,900	545,700	
	48	416,100	490,700	546,400	

	49	416,600	491,400	547,200	
	50	417,000	492,100	548,100	
	51	417,500	492,800	548,800	
	52	417,900	493,400	549,700	
	53	418,300	494,100	550,600	
	54	418,600	494,800	551,400	
	55	418,900	495,400	552,300	
	56	419,300	496,000	553,200	
	57	419,600	496,300	554,000	
	58	420,000	496,900	554,900	
	59	420,300	497,500	555,800	
	60	420,700	498,200	556,500	
	61	421,100	498,600	557,300	
	62	421,400	499,200	558,200	
	63	421,700	499,900	559,100	
	64	422,000	500,600	560,000	
	65	422,300	501,000	560,800	
	66		501,600	561,700	
	67		502,200	562,600	
	68		502,700	563,500	
	69		503,200	564,300	
	70		503,700	565,200	
	71		504,200	566,100	
	72		504,700	567,000	
	73		505,100	567,800	
	74		505,600		
	75		506,000		
	76		506,500		
	77		507,000		
	78		507,600		
	79		508,200		
	80		508,600		
	81		509,100		
	82		509,700		
	83		510,300		
	84		510,800		
	85		511,300		
短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 315,600	円 359,500	円 416,300	円 492,600

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	202,700	241,900	276,700	295,800	329,100	375,500	430,800
	2	204,800	243,200	277,500	296,600	330,500	377,200	432,800
	3	207,000	244,500	278,300	297,300	331,900	378,800	434,800
	4	209,100	245,800	279,100	298,000	333,300	380,400	436,600
	5	211,100	247,000	279,900	298,700	334,700	382,000	438,400
	6	213,100	248,100	280,700	299,400	336,300	383,600	440,000
	7	215,100	249,100	281,500	300,100	337,800	385,200	441,600
	8	216,900	250,000	282,200	300,800	339,300	386,800	443,100
	9	218,800	251,100	282,900	301,500	340,800	388,400	444,600
	10	220,700	252,200	283,700	302,300	342,400	390,400	445,900
	11	222,600	253,300	284,500	303,100	343,900	392,400	447,200
	12	224,700	254,500	285,300	303,800	345,400	394,400	448,500
	13	226,400	255,800	286,100	304,400	346,900	395,800	449,800
	14	228,400	257,000	286,900	305,500	348,500	397,600	451,000
	15	230,700	258,200	287,600	306,600	350,000	399,300	452,300
	16	232,800	259,300	288,400	307,800	351,500	401,000	453,400
	17	234,900	260,300	289,200	308,900	353,000	402,800	454,600
	18	236,000	261,300	290,000	310,100	354,600	404,300	455,800
	19	237,000	262,400	290,800	311,200	356,200	405,800	457,000
	20	238,100	263,500	291,600	312,400	357,700	407,300	458,200
	21	239,200	264,600	292,400	313,600	359,000	408,600	459,300
	22	240,000	265,500	293,300	314,800	360,500	409,900	460,100
	23	240,900	266,300	294,200	316,000	362,000	411,200	460,500
	24	241,700	267,100	294,900	317,200	363,500	412,300	461,200
	25	242,600	267,900	295,600	318,400	365,000	413,400	461,700
	26	243,500	268,700	296,500	319,600	366,500	414,500	462,100
	27	244,400	269,500	297,400	320,700	368,000	415,600	462,500
	28	245,300	270,300	298,100	321,900	369,400	416,700	462,900
	29	246,200	271,000	298,900	323,100	370,800	417,500	463,300
	30	247,000	271,800	299,900	324,300	372,400	418,300	463,700
	31	247,700	272,600	300,800	325,500	373,900	419,000	464,000
	32	248,500	273,300	301,800	326,700	375,400	419,800	464,300
	33	249,200	274,200	302,800	327,900	376,600	420,200	464,600
	34	249,800	275,000	303,900	329,000	377,700	420,800	464,900
	35	250,500	275,600	304,900	330,200	378,900	421,300	465,200
	36	251,200	276,400	305,900	331,400	380,000	421,700	465,500

短時間勤務職員以外の職員	37	251,900	277,300	306,900	332,600	381,000	422,100	465,800
	38	252,500	278,100	307,900	333,800	381,800	422,400	
	39	253,100	278,900	308,900	335,100	382,800	422,700	
	40	253,700	279,700	309,900	336,300	383,900	423,000	
	41	254,300	280,400	310,800	337,200	384,900	423,300	
	42	254,900	281,200	312,000	338,400	385,900	423,600	
	43	255,500	282,000	313,100	339,600	386,900	423,900	
	44	256,000	282,700	314,200	340,800	387,800	424,200	
	45	256,500	283,400	315,300	341,800	388,600	424,400	
	46	257,100	284,200	316,400	342,800	389,400	424,700	
	47	257,500	285,000	317,500	343,800	390,300	425,000	
	48	257,900	285,700	318,500	344,700	391,100	425,300	
	49	258,300	286,400	319,600	345,600	391,600	425,500	
	50	258,800	287,100	320,600	346,500	392,400	425,700	
	51	259,300	287,700	321,700	347,500	393,200	426,000	
	52	259,800	288,400	322,800	348,400	394,000	426,300	
	53	260,100	289,100	323,800	348,900	394,400	426,500	
	54	260,400	289,700	324,800	349,800	395,100		
	55	260,700	290,400	325,800	350,600	395,800		
	56	261,000	291,100	326,800	351,500	396,400		
	57	261,300	291,800	327,900	352,200	396,800		
	58	261,600	292,500	328,800	352,500	397,300		
	59	261,900	293,200	329,800	352,900	398,000		
	60	262,200	293,800	330,700	353,500	398,600		
	61	262,500	294,300	331,600	354,100	399,000		
	62	262,900	294,900	332,300	354,800	399,500		
	63	263,200	295,600	333,000	355,500	400,000		
	64	263,500	296,200	333,600	356,100	400,500		
	65	263,800	296,700	334,200	356,800	401,100		
	66	264,100	297,300	334,900	357,300	401,600		
	67	264,400	298,000	335,500	357,900	402,200		
	68	264,700	298,600	336,100	358,500	402,800		
	69	265,000	299,200	336,700	358,800	403,300		
	70	265,300	299,800	336,900	359,300	403,800		
	71	265,600	300,400	337,400	359,700	404,200		
	72	265,800	301,000	337,900	360,200	404,600		
	73	266,000	301,600	338,500	360,700	404,900		
	74	266,300	302,100	339,000	361,200	405,400		
	75	266,600	302,500	339,500	361,700	405,800		
	76	266,800	302,900	339,900	362,100	406,200		

	77	267,000	303,200	340,500	362,400	406,600		
	78	267,300	303,500	341,000	362,700			
	79	267,600	303,800	341,400	362,900			
	80	267,800	304,100	341,900	363,200			
	81	268,000	304,400	342,400	363,700			
	82	268,300	304,600	342,700	364,000			
	83	268,600	304,900	342,900	364,300			
	84	268,800	305,200	343,200	364,600			
	85	269,000	305,400	343,600	365,000			
	86		305,600	344,000	365,300			
	87		305,800	344,300	365,700			
	88		306,000	344,600	366,000			
	89		306,400	344,900	366,400			
	90		306,600	345,100	366,700			
	91		306,800	345,500	366,900			
	92		307,000	345,800	367,200			
	93		307,400	346,000	367,500			
	94		307,600	346,300	367,900			
	95		307,800	346,600	368,300			
	96		308,100	346,800	368,700			
	97		308,400	347,000	369,200			
	98		308,600	347,300	369,600			
	99		308,800	347,600	370,000			
	100		309,100	347,800	370,400			
	101		309,400	348,000	370,900			
	102		309,600	348,200				
	103		309,800	348,600				
	104		310,100	348,800				
	105		310,400	349,000				
	106			349,300				
	107			349,700				
	108			350,000				
	109			350,200				
短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		203,000	229,800	259,600	273,600	300,300	342,900	386,700

(注) 一般職に属する学校職員の給与に関する条例にあっては、医療職給料表と読み替える。ただし、この場合、6級及び7級を除く。

ウ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	223,600	256,900	296,400	309,900	333,600	376,600	432,100
	2	225,500	259,000	296,900	310,400	334,600	378,300	434,400
	3	227,300	261,200	297,400	310,900	335,600	380,000	436,600
	4	229,000	263,400	297,900	311,400	336,600	381,800	438,700
	5	230,700	265,600	298,300	311,900	337,600	383,600	440,600
	6	232,700	266,600	298,800	312,400	338,800	385,600	442,500
	7	234,500	267,500	299,300	313,000	340,000	387,700	444,300
	8	236,200	268,400	299,700	313,400	341,200	389,700	446,300
	9	237,900	269,200	300,100	313,900	342,100	391,400	448,000
	10	239,800	270,300	300,600	314,500	343,300	393,500	449,600
	11	241,700	271,400	301,100	315,100	344,400	395,600	451,400
	12	243,700	272,300	301,600	315,600	345,500	397,600	453,100
	13	245,600	273,100	302,000	316,000	346,500	399,600	454,400
	14	247,600	273,800	302,500	316,600	347,700	401,200	455,700
	15	249,600	274,500	303,000	317,300	348,800	403,000	457,300
	16	251,600	275,300	303,500	317,900	349,900	404,800	458,900
	17	253,600	276,400	304,000	318,500	351,000	406,500	460,600
	18	255,600	277,300	304,400	319,400	352,100	408,200	462,200
	19	257,700	278,200	304,900	320,200	353,200	410,100	463,700
	20	259,700	279,100	305,300	321,100	354,300	411,900	465,100
	21	261,600	280,200	305,800	321,900	355,400	413,600	466,200
	22	262,800	281,200	306,200	322,800	356,600	415,300	467,500
	23	263,900	282,100	306,700	323,700	357,800	417,100	468,800
	24	265,000	283,100	307,100	324,500	358,900	418,900	470,400
	25	266,100	283,900	307,600	325,300	360,000	420,500	471,400
	26	267,000	284,800	308,200	326,200	361,300	422,300	472,000
	27	267,900	285,700	308,900	327,100	362,600	424,100	472,700
	28	268,700	286,600	309,600	328,000	363,900	425,900	473,300
	29	269,500	287,600	310,300	328,700	365,100	427,400	474,300
	30	270,200	288,300	311,000	329,800	366,600	428,900	475,000
	31	270,900	289,000	311,700	330,900	368,100	430,500	475,800
	32	271,600	289,700	312,500	331,900	369,600	431,800	476,600
	33	272,400	290,400	313,200	333,000	370,800	432,900	477,300
	34	273,000	291,000	314,000	334,000	372,300	434,000	478,000
	35	273,600	291,500	314,800	335,100	373,800	435,300	478,700
	36	274,100	291,900	315,500	336,200	375,200	436,500	479,500
	37	274,700	292,300	316,200	337,300	376,600	437,800	480,300
	38	275,400	292,900	317,000	338,500	377,600	438,900	481,100
	39	276,100	293,400	317,800	339,600	379,000	440,100	481,800
	40	276,800	293,800	318,600	340,700	380,300	441,300	482,500

短時 間勤 務職 員以	41	277,500	294,200	319,200	341,500	381,700	442,500	483,300
	42	278,100	294,700	320,100	342,600	383,100	443,500	
	43	278,800	295,100	321,100	343,700	384,400	444,600	
	44	279,500	295,600	322,000	344,700	385,700	445,700	
	45	280,300	296,100	322,800	345,600	387,200	446,800	
	46	281,000	296,500	323,800	346,600	388,400	447,300	
	47	281,700	297,000	324,800	347,600	389,500	447,800	
	48	282,300	297,400	325,700	348,600	390,700	448,200	
	49	282,800	297,900	326,600	349,800	391,800	448,800	
	50	283,300	298,300	327,600	351,100	392,700	449,300	
	51	283,700	298,800	328,600	352,300	393,700	449,700	
	52	284,100	299,300	329,600	353,500	394,600	450,200	
	53	284,400	299,700	330,400	354,400	395,200	450,700	
	54	284,900	300,100	331,300	355,600	396,000	451,100	
	55	285,300	300,600	332,300	356,800	396,800	451,400	
	56	285,700	301,000	333,200	358,100	397,600	451,700	
	57	286,100	301,500	334,100	359,100	398,300	452,100	
	58	286,500	302,200	335,100	360,000	399,000		
	59	286,800	303,000	336,100	361,100	399,700		
	60	287,100	303,700	337,000	362,400	400,400		
	61	287,500	304,400	337,900	363,500	401,000		
	62	287,900	305,300	339,100	364,700	401,600		
	63	288,300	306,200	340,300	366,000	402,300		
	64	288,600	306,900	341,500	367,100	402,900		
	65	288,900	307,600	342,200	368,000	403,400		
	66	289,300	308,500	343,300	368,900	403,900		
	67	289,700	309,300	344,400	370,000	404,500		
	68	290,100	310,100	345,300	371,100	405,000		
	69	290,500	310,800	346,500	371,900	405,400		
	70	290,900	311,700	347,200	373,000	406,000		
	71	291,300	312,600	348,300	374,100	406,500		
	72	291,700	313,400	349,400	375,100	406,800		
	73	292,100	314,300	350,500	375,800	407,100		
	74	292,600	315,200	351,700	376,600	407,600		
	75	293,100	316,100	352,800	377,400	408,000		
	76	293,600	317,000	353,900	378,100	408,300		
	77	294,100	317,800	355,000	378,700	408,600		
	78	294,600	318,700	356,100	379,200	409,100		
	79	295,200	319,700	357,100	379,800	409,600		
	80	295,600	320,600	358,200	380,300	410,000		
	81	296,100	321,100	359,100	380,900	410,300		
	82	296,500	321,900	360,100	381,400	410,700		
	83	297,000	322,800	361,000	381,900	411,200		
	84	297,500	323,600	362,000	382,400	411,600		

外の 職員	85	297,900	324,400	362,900	382,800	412,000		
	86	298,300	325,400	363,700	383,200			
	87	298,800	326,400	364,500	383,800			
	88	299,300	327,400	365,300	384,300			
	89	299,700	328,300	365,900	384,600			
	90	300,200	329,300	366,500	385,100			
	91	300,700	330,300	367,100	385,500			
	92	301,200	331,300	367,700	385,800			
	93	301,700	332,100	368,100	386,400			
	94	302,100	332,800	368,500	386,900			
	95	302,700	333,500	369,000	387,400			
	96	303,300	334,100	369,400	387,900			
	97	303,900	334,600	369,900	388,400			
	98	304,400	334,900	370,300	388,900			
	99	304,900	335,400	370,800	389,400			
	100	305,400	336,000	371,200	389,800			
	101	305,800	336,400	371,500	390,400			
	102	306,300	337,000	372,000	390,900			
	103	306,700	337,600	372,300	391,400			
	104	307,100	338,100	372,600	391,900			
	105	307,500	338,500	373,100	392,500			
	106	307,900	339,000	373,600	392,900			
	107	308,300	339,500	374,100	393,400			
	108	308,600	340,000	374,600	393,900			
	109	308,800	340,400	375,100	394,500			
	110	309,100	340,700	375,600				
	111	309,300	341,000	376,100				
	112	309,600	341,300	376,500				
	113	309,900	341,600	376,900				
	114	310,100	342,000	377,300				
	115	310,400	342,300	377,800				
	116	310,600	342,600	378,300				
	117	310,900	342,800	378,700				
	118	311,100	343,100	379,200				
	119	311,400	343,400	379,700				
	120	311,700	343,600	380,200				
	121	312,000	343,800	380,500				
	122	312,300	344,100					
	123	312,600	344,400					
	124	312,900	344,700					
	125	313,100	344,900					
	126	313,300	345,200					
	127	313,600	345,500					
	128	314,000	345,700					

	129	314,200	345,900					
	130	314,500	346,100					
	131	314,900	346,500					
	132	315,300	346,700					
	133	315,500	347,000					
	134	315,800	347,400					
	135	316,100	347,800					
	136	316,400	348,200					
	137	316,600	348,500					
	138	316,900	348,900					
	139	317,200	349,300					
	140	317,500	349,700					
	141	317,700	350,000					
	142	318,000	350,400					
	143	318,400	350,700					
	144	318,700	351,100					
	145	318,900	351,400					
	146	319,100	351,800					
	147	319,400	352,200					
	148	319,700	352,600					
	149	319,900	352,900					
	150	320,100	353,300					
	151	320,400	353,700					
	152	320,700	354,100					
	153	321,100	354,400					
	154	321,300						
	155	321,500						
	156	321,800						
	157	322,100						
	158	322,400						
	159	322,700						
	160	323,000						
	161	323,400						
	162	323,700						
	163	324,000						
	164	324,300						
	165	324,700						
	166	325,000						
	167	325,300						
	168	325,600						
	169	326,000						
短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 250,900	円 272,000	円 279,700	円 290,500	円 307,700	円 346,500	円 392,300

(6) 教育職給料表

ア 教育職給料表 (一)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	214,700	262,000	392,700	468,600
	2	217,100	263,400	394,200	470,500
	3	219,500	264,800	395,600	472,300
	4	221,800	266,300	397,000	474,100
	5	224,000	267,700	398,400	475,800
	6	226,300	268,900	399,900	477,500
	7	228,500	270,100	401,400	479,400
	8	230,800	271,300	402,800	481,200
	9	233,000	272,600	404,100	483,000
	10	235,200	273,700	405,500	484,600
	11	237,400	274,800	407,000	486,200
	12	239,600	276,000	408,500	487,700
	13	241,800	277,300	409,900	489,200
	14	244,000	279,000	411,400	490,500
	15	246,100	280,800	412,900	492,000
	16	248,200	282,500	414,400	493,300
	17	250,300	284,200	415,800	494,500
	18	252,100	286,200	417,500	495,100
	19	253,800	288,500	419,100	495,700
	20	255,600	290,700	420,600	496,400
	21	257,300	292,900	421,800	497,000
	22	258,600	295,100	423,200	
	23	259,900	297,300	424,600	
	24	261,100	299,400	426,000	
	25	262,300	301,500	427,600	
	26	263,500	303,400	429,000	
	27	264,700	305,300	430,300	
	28	265,900	307,100	431,700	
	29	267,000	308,900	433,200	
	30	268,100	310,800	434,500	
	31	269,200	312,700	436,000	
	32	270,200	314,400	437,500	
	33	271,300	316,100	439,100	
	34	272,400	317,900	440,500	
	35	273,600	319,600	442,100	
	36	274,900	321,200	443,600	
	37	276,100	322,900	445,300	
	38	277,200	324,600	446,800	
	39	278,400	326,400	448,400	
	40	279,600	328,100	450,000	

	41	280,900	329,400	451,500
	42	281,900	331,300	453,100
	43	282,900	333,100	454,300
	44	283,800	334,800	455,500
	45	284,400	336,500	456,700
	46	285,200	338,400	458,000
	47	286,000	340,100	459,200
	48	286,800	341,800	460,400
	49	287,500	343,500	461,500
	50	288,300	345,200	462,700
	51	289,000	347,000	463,900
	52	289,800	348,700	465,100
	53	290,600	350,400	466,300
	54	291,400	351,700	467,500
	55	292,200	353,000	468,700
	56	293,000	354,300	469,900
	57	293,700	355,800	471,000
	58	294,300	357,400	471,600
	59	295,100	358,900	472,100
	60	295,900	360,500	472,600
	61	296,600	362,000	473,200
	62	297,200	363,600	
	63	298,000	365,200	
	64	298,600	366,600	
	65	299,600	368,100	
	66	300,400	369,700	
	67	301,100	371,400	
	68	301,800	372,900	
	69	302,400	374,400	
	70	303,100	376,000	
	71	303,900	377,500	
	72	304,600	379,000	
	73	305,300	380,500	
	74	306,000	382,200	
	75	306,700	383,700	
	76	307,200	385,200	
	77	307,800	386,700	
	78	308,400	388,100	
	79	309,100	389,500	
短時 間勤 務職 員以 外の 職員	80	309,700	390,800	
	81	310,200	392,100	
	82	310,800	393,500	
	83	311,500	394,900	
	84	312,200	396,200	

85	312,800	397,300
86	313,600	398,700
87	314,300	400,100
88	315,000	401,400
89	315,700	402,600
90	316,500	403,900
91	317,300	405,000
92	318,100	406,200
93	318,600	407,400
94	319,400	408,500
95	320,200	409,700
96	321,000	410,900
97	321,600	412,300
98	322,300	413,300
99	323,100	414,300
100	323,800	415,300
101	324,600	416,200
102	325,500	417,200
103	326,400	418,300
104	327,200	419,400
105	327,800	420,100
106	328,600	421,000
107	329,400	421,900
108	330,200	422,800
109	330,900	423,600
110	331,300	424,400
111	331,600	425,200
112	332,100	426,000
113	332,600	426,600
114	333,000	427,300
115	333,400	428,000
116	333,800	428,700
117	334,300	429,300
118	334,800	429,800
119	335,200	430,200
120	335,700	430,600
121	336,200	430,900
122	336,600	431,200
123	337,000	431,500
124	337,500	431,700
125	338,100	431,900
126	338,400	432,200
127	338,700	432,500
128	339,000	432,700

	129	339,200	432,900		
	130	339,500	433,100		
	131	339,800	433,400		
	132	340,000	433,600		
	133	340,200	433,800		
	134	340,400	434,100		
	135	340,600	434,400		
	136	340,900	434,600		
	137	341,200	434,800		
	138	341,400	435,100		
	139	341,700	435,400		
	140	342,000	435,600		
	141	342,200	435,800		
	142	342,400	436,100		
	143	342,700	436,400		
	144	342,900	436,600		
	145	343,200	436,800		
	146	343,400			
	147	343,700			
	148	344,000			
	149	344,200			
	150	344,400			
	151	344,700			
	152	345,000			
	153	345,200			
短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 249,300	円 291,300	円 351,200	円 439,700

イ 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職 務 の 等 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	214,700	236,000	365,000	451,800
	2	217,100	238,400	366,500	453,200
	3	219,500	240,800	368,000	454,400
	4	221,800	243,300	369,400	455,700
	5	224,000	245,800	370,800	456,800
	6	226,300	248,200	372,100	457,900
	7	228,500	250,600	373,500	459,100
	8	230,800	253,100	374,900	460,400
	9	233,000	255,600	376,300	461,700
	10	235,200	257,200	377,600	462,900
	11	237,400	258,800	378,900	464,100
	12	239,600	260,400	380,100	465,200
	13	241,800	262,000	381,300	466,400
	14	244,000	263,400	382,600	467,200
	15	246,100	264,800	383,800	468,000
	16	248,200	266,300	385,000	468,900
	17	250,300	267,700	386,100	469,800
	18	252,100	268,900	387,300	470,200
	19	253,800	270,100	388,500	470,700
	20	255,600	271,300	389,600	471,200
	21	257,300	272,600	390,600	471,700
	22	258,600	273,700	391,800	
	23	259,900	274,800	393,000	
	24	261,100	276,000	394,100	
	25	262,300	277,300	395,100	
	26	263,400	279,000	396,300	
	27	264,500	280,800	397,500	
	28	265,600	282,500	398,600	
	29	266,800	284,200	399,700	
	30	268,000	286,200	400,900	
	31	269,100	288,500	402,100	
	32	270,100	290,700	403,200	
	33	271,200	292,900	404,200	
	34	272,200	295,100	405,300	
	35	273,200	297,300	406,500	
	36	274,300	299,400	407,700	
	37	275,500	301,500	408,900	
	38	276,400	303,400	410,200	
	39	277,400	305,300	411,400	
	40	278,600	307,100	412,600	
	41	279,800	308,900	413,700	
	42	280,900	310,800	415,000	
	43	282,000	312,700	416,000	
	44	283,100	314,400	417,100	
	45	284,000	316,100	418,400	
	46	284,800	317,900	419,600	
	47	285,600	319,600	420,800	
	48	286,400	321,200	422,000	
	49	287,000	322,900	423,100	
	50	287,800	324,600	424,100	
	51	288,500	326,400	425,400	
	52	289,200	328,100	426,600	

短時間勤務職員以外の職員	53	290,000	329,400	427,800
	54	290,800	331,300	428,900
	55	291,500	333,100	430,000
	56	292,200	334,800	431,200
	57	292,900	336,500	432,200
	58	293,700	338,400	433,400
	59	294,500	340,100	434,600
	60	295,100	341,800	435,800
	61	295,700	343,500	436,400
	62	296,400	345,200	437,200
	63	297,100	347,000	437,800
	64	297,600	348,700	438,300
	65	298,300	350,400	438,600
	66	299,000	351,700	438,900
	67	299,600	353,000	439,300
	68	300,200	354,300	439,700
	69	300,900	355,800	440,000
	70	301,600	357,200	440,400
	71	302,200	358,800	440,800
	72	302,900	360,300	441,100
	73	303,400	361,600	441,400
	74	304,100	363,100	441,700
	75	304,800	364,600	442,000
	76	305,300	366,100	442,300
	77	305,900	367,500	442,500
	78	306,500	369,000	442,800
	79	307,100	370,500	443,100
	80	307,700	372,000	443,300
	81	308,200	373,400	443,500
	82	308,700	374,700	
	83	309,300	376,000	
	84	309,900	377,200	
	85	310,300	378,400	
	86	310,700	379,600	
	87	311,200	380,700	
	88	311,700	381,800	
	89	312,100	382,900	
	90	312,600	384,000	
	91	313,000	385,100	
	92	313,500	386,200	
	93	313,800	387,300	
	94	314,300	388,400	
	95	314,800	389,400	
	96	315,200	390,500	
	97	315,600	391,500	
	98	316,000	392,500	
	99	316,400	393,400	
	100	316,800	394,300	
	101	317,200	395,100	
	102	317,500	396,100	
	103	317,800	397,000	
	104	318,100	397,900	
	105	318,300	398,700	
	106	318,600	399,600	
	107	318,900	400,500	
	108	319,100	401,400	

	109	319,300	402,200		
	110	319,500	403,200		
	111	319,800	404,100		
	112	320,100	405,000		
	113	320,300	405,600		
	114	320,500	406,500		
	115	320,700	407,400		
	116	321,000	408,400		
	117	321,300	409,200		
	118	321,500	409,900		
	119	321,800	410,700		
	120	322,100	411,500		
	121	322,300	412,100		
	122	322,500	412,800		
	123	322,700	413,500		
	124	323,000	414,100		
	125	323,300	414,700		
	126		415,400		
	127		415,900		
	128		416,500		
	129		417,100		
	130		417,700		
	131		418,200		
	132		418,700		
	133		419,000		
	134		419,300		
	135		419,500		
	136		419,800		
	137		420,100		
	138		420,400		
	139		420,700		
	140		421,000		
	141		421,300		
	142		421,600		
	143		421,900		
	144		422,200		
	145		422,400		
	146		422,700		
	147		423,000		
	148		423,200		
	149		423,400		
	150		423,700		
	151		424,000		
	152		424,200		
	153		424,400		
	154		424,700		
	155		425,000		
	156		425,200		
	157		425,400		
短時 間勤 務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 240,400	円 288,200	円 344,500	円 429,200

別記第1備考

- 1 各給料表の備考は、現行どおりとする。
- 2 新給料表適用の日における職員の職務の等級及び号給は、その前日における職務の等級及び号給と同一とする。

別記第 2

第一号任期付研究員の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	431,000
2	495,000
3	560,000
4	647,000
5	752,000
6	858,000

第二号任期付研究員の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	361,000
2	398,000
3	427,000

別記第 2 備考

新給料表適用の日における職員の号給は、その前日における号給と同一とする。

別記第 3

特定任期付職員の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	408,000
2	458,000
3	513,000
4	578,000
5	661,000
6	771,000
7	900,000

別記第 3 備考

新給料表適用の日における職員の号給は、その前日における号給と同一とする。

人事院の給与勧告等の概要

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ・ 国家公務員行動規範の周知・啓発
- ・ 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- ・ 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討
【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】
- ・ 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- ・ 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- ・ 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止
【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- ・ 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化
【R7年度から実施】
- ・ 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し
【R8年度から施行】
- ・ 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入
【R8年度に措置内容を報告】
- ・ 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用
【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- ・ 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入
【R8年度に試行試験、R9年度に導入】
- ・ インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備
【R8年度から実施】
- ・ 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化
【R8年度から実施】
- ・ 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備
【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や激しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - ・ 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - ・ 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)
[令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和7年4月実施】

- 俸給
 - ・ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])
 - ・ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%
※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善
- 本府省業務調整手当
 - ・ 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
 - ・ 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ
- 特勤勤務手当等
 - ・ 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
 - ・ 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス [直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

● **支給月数の改定**【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

■ 職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
- ④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

■ その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

職員給与関係

令和7年職員給与実態調査の概要	57
第1表 給料表別・部局別・平均給与月額	58
第2表 給料表別・等級別・号給別人員	60
第3表 給料表別・学歴別・男女別人員	79
第4表 給料表別・年齢別・男女別人員	80
第5表 給料表別・経験年数別・男女別人員	81
第6表 給料表別・勤続年数別・男女別人員	82
第7表 給料表別管理職手当の状況	83
第8表 給料表別扶養手当の状況	84
第9表 給料表別住居手当の状況	85
第10表 給料表別単身赴任手当の状況	86
第11表 給料表別通勤手当の状況	87
第12表 給料表別・通勤方法別・通勤距離（片道）別人員	88
第13表 任期付研究員及び特定任期付職員の給料表別・ 号給別人員	94
第14表 60歳超職員の給料表別・等級別人員	94

民間給与関係

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	9 7
第15表 産業別・規模別調査事業所数	9 9
第16表 職種別民間給与の支給状況	1 0 0
第17表 公民給与の比較における対応関係	1 1 0
第18表 民間における職種別・学歴別初任給	1 1 1
第19表 民間における給与改定の状況	1 1 2
第20表 民間における定期昇給の実施状況	1 1 2
第21表 民間における初任給の改定状況	1 1 2
第22表 民間における通勤手当の支給状況	1 1 3
第23表 民間における住居（住宅）手当の支給状況	1 1 4
第24表 民間における冬季賞与の配分状況	1 1 4
第25表 民間における定年制の状況	1 1 4

その他参考資料

第26表 費目別・世帯人員別標準生計費（令和7年4月）	1 1 5
-----------------------------	-------

職 員 給 与 関 係

令和 7 年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査目的

職員の給与の実態を明らかにするとともに、職員に適用されている給料表が適当であるかどうかについて判断するための資料を得ること

2 調査時点

令和 7 年 4 月 1 日現在

3 調査対象

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例第 4 条に定める給料表の適用を受ける職員
- (2) 一般職に属する学校職員の給与に関する条例第 5 条に定める給料表の適用を受ける職員
- (3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 1 条に規定する企業職員
- (4) 現業職員の給与に関する規則又はこれに準ずる定め of 適用を受ける職員
- (5) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 5 条に定める給料表の適用を受ける職員
- (6) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 7 条に定める給料表の適用を受ける職員

4 調査方法

各任命権者別の悉皆調査

5 調査項目

年齢、学歴、経験年数、勤続年数、給料表の種類、令和 7 年 4 月分の給与、扶養状況、単身赴任状況及び通勤状況等

第1表

給料表別・部局別・平均給与月額

給料表 部局		区分		職 員 数	給 料	管理職手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	その他手当	給 与
		人	円								
行 政 職	知 事 部 局	3,143	337,931	8,774	9,211	1,010	7,698	672	365,297		
	各行政委員会事務局	68	363,831	18,074	7,250	389	7,474	-	397,017		
	教育委員会事務局	367	378,438	7,319	15,184	608	6,281	490	408,321		
	高等・特別支援学校等	192	343,564	7,948	5,018	356	6,985	-	363,871		
	小 ・ 中 学 校	361	300,975	-	3,755	304	8,790	494	314,319		
	警 察 本 部	343	327,314	1,638	6,907	335	8,255	612	345,061		
	計	4,474	338,093	7,506	8,875	831	7,678	599	363,582		
公 安 職	警 察 本 部	3,065	345,225	1,812	13,194	576	9,258	2,966	373,032		
海 事 職	知 事 部 局	26	409,538	6,577	12,692	428	4,981	5,769	439,986		
	高校・特別支援学校等	7	368,100	-	17,500	34,704	3,857	-	424,161		
	警 察 本 部	2	413,950	-	1,500	415	-	-	415,865		
	計	35	401,503	4,886	13,014	7,283	4,471	4,286	435,443		
研 究 職	知 事 部 局	117	373,704	8,239	7,756	2,764	7,266	3,624	403,354		
	教育委員会事務局	10	385,830	12,300	10,800	408	10,700	-	420,038		
	警 察 本 部	19	340,553	3,526	6,737	350	12,295	-	363,461		
	計	146	370,221	7,904	7,832	2,289	8,155	2,904	399,305		

- (注) 1 各行政委員会事務局は、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び監査委員事務局をいう。
- 2 一般職に属する学校職員の給与に関する条例(以下「学校職員給与条例」という。)第5条に定める医療職給料表は、一般職の職員の給与に関する条例(以下「職員給与条例」という。)第4条に定める医療職給料表(二)と読み替えて取り扱った。以下同じ。
- 3 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
- 4 その他手当は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)及びへき地手当(これに準ずる手当を含む。)である。
- 5 円未満については、四捨五入とした。以下同じ。
- 6 それぞれの区分で円未満を四捨五入しているため、給与は内訳の合計と一致しないことがある。
- 7 前年全給料表欄の数値は、令和6年職員給与実態調査による数値である。

給料表	区分 部局	職 員 数	給 料	管理職手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	その他手当	給 与
		人	円	円	円	円	円	円	円
医 療 職 (一)	知 事 部 局	10	519,070	55,500	14,700	93,336	7,720	189,580	879,906
医 療 職 (二)	知 事 部 局	3	369,000	-	14,833	383	-	-	384,217
	高等・特別支援学校等	3	336,067	-	5,500	341	-	-	341,908
	計	6	352,533	-	10,167	362	-	-	363,062
医 療 職 (三)	知 事 部 局	-	-	-	-	-	-	-	-
教 育 職 (一)	知 事 部 局	1	*	*	*	*	*	*	*
	教育委員会事務局	19	403,479	5,895	12,658	422	1,274	0	423,727
	高等・特別支援学校等	2,398	393,832	3,944	8,626	406	8,211	338	415,356
	警 察 本 部	2	*	*	*	*	*	*	*
	計	2,420	393,897	3,955	8,648	406	8,147	335	415,386
教 育 職 (二)	教育委員会事務局	16	385,744	3,375	15,125	404	3,375	-	408,023
	小 ・ 中 学 校	6,197	373,584	6,612	6,715	386	8,519	1,216	397,033
	計	6,213	373,615	6,604	6,737	386	8,506	1,213	397,061
合 計	全 給 料 表	16,369	361,699	5,597	8,842	635	8,352	1,380	386,505
	前 年 全 給 料 表	16,581	351,775	5,635	8,695	782	8,292	1,380	376,558
	対 前 年 比	98.7	102.8	99.3	101.7	81.2	100.7	100.0	102.6
参 考	企 業	113	344,259	9,743	12,699	366	7,008	-	374,076
	現 業	-	-	-	-	-	-	-	-

- 8 公益的法人等派遣職員、専従休職者、任期付研究員、特定任期付職員、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び職員給与条例附則第3項又は学校職員給与条例附則第3項により給料月額が決定される職員（以下「条例附則第3項職員」という。）は、含まれていない。以下第12表までについて同じ。
- 9 条例附則第3項職員を含めた行政職給料表欄の職員数は4,549人、平均給与月額は362,435円である。
- 10 「*」については、職員数が少ないため、結果を秘匿値としている。

第2表

給料表別・等級別・号給別人員

第2表－1

行政職給料表

等級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2			2			1		1	4
3			1					12	4
4			1					6	1
5			3						1
6		2	14						
7		2	4						
8		87	5						
9	22	6	6					1	
10		9	34			1			
11	3	4	5						
12	22	12	12						
13	3	3	10						
14		74	7						
15		2	6				26		
16	23	13	68				22		
17	4	10	12				6		
18		75	16				1		
19	1	4	10	1					
20	22	21	44						
21	3	10	7						
22	5	46	17						
23		8	11						
24	28	30	41	2					
25	6	6	14	1					
26	1	31	21	4		1			
27	2	6	16	7			1		
28	26	12	12	1					
29	112	4	3	6		2			
30	1	7	53	17					
31	5	3	9	3					
32	93	8	11	9		2			
33	2	1	8	7					
34	4		45	12		2			
35	6		11	5		4			
36	99	2	15	19		2			
37	22		6	16	1	2			
38	5		51	8		15			
39	2		20	10	3	52			
40	10		14	26	7	26			
41	5		9	10	5	69			
42	1		51	13	5	27			
43	1		5	23	4	38			
44	4		13	31	12	7			
45			10	17	5	17	9		
46	1	1	39	18	6	26			
47	1		8	17	10	57			
48	2		14	26	12	13			
49	3	2	19	22	10	7			
50	2		18	22	6	27			
51			8	26	10	29			
52	1		19	22	20	9			
53	2		4	16	13	7			
54	2		8	18	8	36			
55			7	21	10	22			
56	1		4	21	24	10			
57	5	1	5	8	12	6			
58	1		3	23	17	37			
59			7	10	9	17			
60			3	18	51	12			
61			4	17	15	4			
62			3	14	13	23			
63	1		4	18	9	5			
64			3	17	38	1			
65			4	14	31	1			
66			3	18	23	19			
67	1			7	19	10			
68			3	13	27	5			
69			4	7	11	5			
70			1	7	20				
71			3	14	12				
72			2	15	27				
73	1		3	10	16	58			
74	1		1	13	3				
75			3	5	12				
76	1		2	8	31				

等級 号給		1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	1			6	3	11				
78				2	4	10				
79	1			2	2	8				
80				4	4	19				
81				7	4	11				
82				4	6	5				
83					6	4				
84				9	1	11				
85				3	34	80				
86				9						
87				5						
88				2						
89				1						
90				3						
91				1						
92				1						
93	3			5						
94				3						
95										
96				8						
97		1		1						
98				5						
99				1						
100				7						
101				4						
102				3						
103										
104				1						
105				3						
106										
107										
108				3						
109			18							
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125		1								
計	人数	574	504	1,064	787	736	714	65	20	10
	%	12.8	11.3	23.8	17.6	16.5	16.0	1.5	0.4	0.2
人数総計										4,474

(注) 1 各等級内の太実線は、当該等級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした(以下第2表の各表について同じ。)

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入した(以下第2表の各表について同じ。)

3 行政職給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

第2表－2

公 安 職 給 料 表

等級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1 2 3 4	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5 6 7 8	39								8
9 10 11 12	36 3 1		1						
13 14 15 16	4 11 4 38		1 2	1					
17 18 19 20	2 2 6 34		3 7	2					
21 22 23 24	2 1 22 33		1 2 6	1 2 3	1 1				
25 26 27 28	2 44 7 34	1 1 41	1 7 3 9	1 6	2				
29 30 31 32	7 8 6 55	3 8 2 45	2 6 2 3	1 3 3 6	1 3 3			5 2 6	
33 34 35 36	7 11 2 9	3 17 4 42	5 7 5	1 1 10	1 1 1			1 1	
37 38 39 40	2 2 2	9 13 6 30	1 11 3 15	3 7 3 7	1 1 1 3	1 1 1		1 2	
41 42 43 44		2 11 5 23	5 9 9 18	3 19 4 19		4 4 2 1	4 2 6 3	1 1	
45 46 47 48		2 13 7 14	4 20 12 29	13 25 8 21	4 1 1 5	3 1 1	3 2 6 1	5	
49 50 51 52		15 2 3	11 12 26	15 23 11 35	5 1 5 3	1 1 2	7 1 8		
53 54 55 56	1 1 1 1	3 9 2 5	10 20 7 22	15 24 19 28	3 1 4 9	1 4	3 2 1		
57 58 59 60		1 2 1	10 16 9	15 24 11	5 1 3	1 2 2	5 1 5		
61 62 63 64		1	6 11 4 8	10 23 18 29	17 3 4 10	5 1 3 5	2 1 2 1		
65 66 67 68	1	1	7 9 7 10	15 22 17 23	7 4 5 9	2 2 4 3	5 1 3		
69 70 71 72			7 10 3 6	10 19 13 12	11 6 3 5	4 2 6 4	3 1		
73 74 75 76			4 3 1 4	17 19 20 20	6 6 5 4	2 1 4 4	1		

等級 号給		1	2	3	4	5	6	7	8	9
77				3	21	4	3			
78				1	14	12				
79				1	11	6	2			
80					15	3	2			
81					16	9	3			
82		1	1		10	6	2			
83					8	3	4			
84					10	4	1			
85			2	13	95	46				
86			1	12						
87				11						
88				12						
89			1	11						
90				8						
91				8						
92				11						
93				4						
94				10						
95				7						
96				10						
97				5						
98				15						
99				6						
100				6						
101				6						
102				8						
103				7						
104				5						
105				5						
106				1						
107				4						
108				6						
109				2						
110				4						
111				7						
112				3						
113				4						
114				4						
115				5						
116				6						
117				2						
118				3						
119				6						
120				6						
121				96						
122										
123										
124										
125		1								
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141			3							
142										
143										
144										
145										
計	人数	458	355	505	1,157	338	141	78	25	8
	%	14.9	11.6	16.5	37.7	11.0	4.6	2.5	0.8	0.3
人数総計									3,065	

(注) 公安職給料表は、警察官に適用する。

第2表－3

海 事 職 給 料 表

等級 号給	1	2	3	4	5	6
1 2 3 4	人	人	人	人	人	人
5 6 7 8						
9 10 11 12						
13 14 15 16						
17 18 19 20		1				
21 22 23 24	1					
25 26 27 28						
29 30 31 32				2		
33 34 35 36			1		1 2	
37 38 39 40	1		1 1			
41 42 43 44				2 1	1	
45 46 47 48		1		2		
49 50 51 52						
53 54 55 56			1			
57 58 59 60				2		
61 62 63 64				1 1		
65 66 67 68			1	2		
69 70 71 72			1	1 1		
73 74 75 76			2			

等級 号給		1	2	3	4	5	6
77 78 79 80							
81 82 83 84							
85 86 87 88							
89 90 91 92							
93 94 95 96							
97				1			
計	人数	2	2	9	18	4	0
	%	5.7	5.7	25.7	51.4	11.4	0.0
人数総計							35

(注) 海事職給料表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等に適用する。

第2表－4

研 究 職 給 料 表

等級 号給	1	2	3	4	5
1 2 3 4	人	人	人	人	人
5 6 7 8					
9 10 11 12					
13 14 15 16		1	1		1
17 18 19 20		1			
21 22 23 24			1		
25 26 27 28		4		2 1 2	
29 30 31 32		1			
33 34 35 36		4 1 1 1		5 1 1 1	
37 38 39 40	4 1 1 1	1 1 1 1	2		
41 42 43 44	1	2		3	
45 46 47 48	1 2 2		2 1 1	2 2 2	
49 50 51 52		1	2 1 1	2 2 1	
53 54 55 56		2		1	
57 58 59 60		1	3	1 1 2	
61 62 63 64		3 1 1 1	1 2 1	1 1 2 1	
65 66 67 68		1 2 2	2	1	
69 70 71 72		1 1 1			
73 74 75 76		1 1 1	1		

等級 号給		1	2	3	4	5
77 78 79 80			1 1			
	81 82 83 84			1		
	85 86 87 88					
	89 90 91 92		1 1			
93 94 95 96						
	97 98 99 100					
	101 102 103 104					
	105 106 107 108					
109 110 111 112						
	113 114 115 116					
	117 118 119 120					
	121					
計	人数	12	47	26	60	1
	%	8.2	32.2	17.8	41.1	0.7
人数総計						146

(注) 研究職給料表は、試験場等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用する。

第2表－5

医 療 職 給 料 表 (一)

等級 号給	1	2	3	4
1 2 3 4	人	人	人 1	人
5 6 7 8		1	1	1
9 10 11 12			1 1	
13 14 15 16				
17 18 19 20				
21 22 23 24				
25 26 27 28				
29 30 31 32				
33 34 35 36				
37 38 39 40				
41 42 43 44				
45 46 47 48				
49 50 51 52			1	
53 54 55 56				
57 58 59 60				
61 62 63 64				
65 66 67 68				
69 70 71 72			3	
73 74 75 76				

等級 号給		1	2	3	4
計	77 78 79 80				
	81 82 83 84				
	85				
計	人数	0	1	8	1
	%	0.0	10.0	80.0	10.0
				人数総計	10

(注) 医療職給料表(一)は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

第2表-6

医 療 職 給 料 表 (二)

等級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1 2 3 4	人	人	人	人	人	人	人
5 6 7 8							
9 10 11 12							
13 14 15 16							
17 18 19 20							
21 22 23 24							
25 26 27 28							
29 30 31 32							
33 34 35 36							
37 38 39 40							
41 42 43 44		1					
45 46 47 48					1		
49 50 51 52							
53 54 55 56				1			
57 58 59 60							
61 62 63 64					1		
65 66 67 68					1		
69 70 71 72							
73 74 75 76							

等級 号給		1	2	3	4	5	6	7
77 78 79 80								
81 82 83 84								
85 86 87 88								
89 90 91 92								
93 94 95 96								
97 98 99 100								
101 102 103 104								
105 106 107 108								
109								
計	人数	0	1	0	2	3	0	0
	%	0.0	16.7	0.0	33.3	50.0	0.0	0.0
人数総計								6

(注) 医療職給料表(二)は、児童福祉施設等に勤務する栄養士等に適用する。

第2表－7

医 療 職 給 料 表 (三)

等級 号給		1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
1 2 3 4								
39 40 41 42								
55 56 57 58								
83 84 85 86								
117 118 109 110								
119 120 121 122								
151 152 153 154								
166 167 168 169								
計	人数	0	0	0	0	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数総計								0

(注) 医療職給料表(三)は、児童福祉施設等に勤務する看護師等に適用する。

第2表－8

教 育 職 給 料 表 (一)

等級 号給	1	2	3	4
1 2 3 4	人	人	人	人
5 6 7 8	1 1	21 4 26		2
9 10 11 12	2	7 2 2 35		1 3 1
13 14 15 16	1	4 2 35	1	4 9 3
17 18 19 20	1 1	2 5 2 11		4 3 4 4
21 22 23 24		15 8 9 22		20
25 26 27 28	2 3	23 3 10 18		
29 30 31 32	2 1 1	12 8 5 11	1	
33 34 35 36	1	24 9 10 12	1	
37 38 39 40		20 6 15 10	1 2 1 1	
41 42 43 44	1	32 3 21 5	2 3 8 1	
45 46 47 48	1 1	16 7 24 11	7 4 3 2	
49 50 51 52		17 4 23 14	3 8 4	
53 54 55 56	1	12 7 17 4	2 7 4 2	

等級 号給	1	2	3	4
57	1	17	1	
58	1	3	3	
59	2	21	2	
60	1	12	1	
61		23	16	
62	1	7		
63		22		
64		6		
65		26		
66	1	6		
67	2	14		
68	1	16		
69		20		
70	1	6		
71	2	22		
72		10		
73	1	20		
74		3		
75	2	22		
76	1	10		
77		23		
78		2		
79		16		
80		7		
81	2	12		
82		5		
83	1	11		
84		12		
85	1	20		
86	1	8		
87	1	17		
88		6		
89	4	20		
90		5		
91		19		
92		6		
93		15		
94	1	12		
95	1	17		
96	2	5		
97	2	12		
98	1	13		
99		29		
100		8		
101		11		
102		6		
103	2	14		
104		11		
105		20		
106	3	6		
107		24		
108		7		
109	2	21		
110	3	4		
111	3	6		
112	3	10		

等級 号給		1	2	3	4
113			12		
114			11		
115			35		
116			9		
117			21		
118	2		14		
119	1		16		
120	1		5		
121			11		
122	1		14		
123			29		
124			16		
125	2		15		
126	2		18		
127	3		21		
128			14		
129	1		27		
130			19		
131			31		
132	1		14		
133			23		
134	1		16		
135			44		
136			48		
137			44		
138			42		
139			81		
140			58		
141			46		
142			27		
143	1		23		
144			13		
145			14		
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153	2				
計	人数	89	2,182	91	58
	%	3.7	90.2	3.8	2.4
				人数総計	2,420

(注) 教育職給料表(一)は、高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手等に適用する。

第2表－9

教 育 職 給 料 表 (二)

等級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				1
3				1
4				6
5				13
6				42
7		2		39
8				12
9		1		10
10				21
11				17
12				14
13				14
14				21
15		1		11
16				9
17		144		14
18		1		23
19		12		12
20		146		5
21		12		89
22		14		
23		3		
24		146		
25		4		
26		17		
27		8		
28		158		
29		2		
30		15		
31		13		
32		44		
33		124		
34		10		
35		21		
36		40		
37		140		
38		6		
39		22		
40		24		
41		131	1	
42		14		
43		24	2	
44		26		
45		39	2	
46		20		
47		121	1	
48		20		
49		69	4	
50		21	6	
51		105	5	
52		18	3	
53		49	4	
54		22	5	
55		99	7	
56		15	6	

等級 号給	1	2	3	4
57		57	6	
58		19	6	
59		90	7	
60		23	10	
61		43	7	
62		27	34	
63		96	32	
64		22	14	
65		44	10	
66		16	32	
67		56	14	
68		20	5	
69		48	7	
70		16	44	
71		41	7	
72		24	12	
73		65	7	
74		18	35	
75		53	9	
76		19	8	
77		64	5	
78		16	16	
79		44	3	
80		17	2	
81		65	38	
82		22		
83		36		
84		22		
85		39		
86		22		
87		44		
88		33		
89		44		
90		20		
91		44		
92		25		
93		37		
94		16		
95		38		
96		21		
97		40		
98		19		
99		48		
100		14		
101		34		
102		19		
103		39		
104		18		
105		37		
106		25		
107		33		
108		22		
109		31		
110		22		
111		41		
112		22		

等級 号給		1	2	3	4
113			42		
114			13		
115			23		
116			24		
117			36		
118			28		
119			26		
120			22		
121			29		
122			29		
123			27		
124			16		
125			22		
126			17		
127			22		
128			11		
129			30		
130			18		
131			24		
132			16		
133			23		
134			14		
135			20		
136			20		
137			22		
138			18		
139			28		
140			23		
141			33		
142			27		
143			49		
144			35		
145			45		
146			42		
147			85		
148			77		
149			87		
150			77		
151			118		
152			56		
153			61		
154			47		
155			34		
156			23		
157			31		
計	人数	0	5,423	416	374
	%	0.0	87.3	6.7	6.0
				人数総計	6,213

(注) 教育職給料表(二)は、中学校、小学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭等に適用する。

第3表

給料表別・学歴別・男女別人員

学歴 給料表				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	男女別人員 構成比(%)
行政職	人数	男女		2,214	102	598	3	2,917	65.2
		計		928	159	470	—	1,557	34.8
	%			3,142	261	1,068	3	4,474	
				70.2	5.8	23.9	0.1	100.0	
公安職	人数	男女		1,581	63	1,031	—	2,675	87.3
		計		186	7	196	1	390	12.7
	%			1,767	70	1,227	1	3,065	
				57.7	2.3	40.0	0.0	100.0	
海事職	人数	男女		12	15	7	—	34	97.1
		計		1	—	—	—	1	2.9
	%			13	15	7	—	35	
				37.1	42.9	20.0	—	100.0	
研究職	人数	男女		94	1	2	—	97	66.4
		計		46	2	1	—	49	33.6
	%			140	3	3	—	146	
				95.9	2.1	2.1	—	100.0	
医療職(一)	人数	男女		9	—	—	—	9	90.0
		計		1	—	—	—	1	10.0
	%			10	—	—	—	10	
				100.0	—	—	—	100.0	
医療職(二)	人数	男女		—	1	—	—	1	16.7
		計		2	3	—	—	5	83.3
	%			2	4	—	—	6	
				33.3	66.7	—	—	100.0	
医療職(三)	人数	男女		—	—	—	—	—	—
		計		—	—	—	—	—	—
	%			—	—	—	—	—	—
				—	—	—	—	—	—
教育職(一)	人数	男女		1,236	27	63	—	1,326	54.8
		計		1,041	37	16	—	1,094	45.2
	%			2,277	64	79	—	2,420	
				94.1	2.6	3.3	—	100.0	
教育職(二)	人数	男女		2,549	20	1	—	2,570	41.4
		計		3,457	186	—	—	3,643	58.6
	%			6,006	206	1	—	6,213	
				96.7	3.3	0.0	—	100.0	
合計	人数	男女		7,695	229	1,702	3	9,629	58.8
		計		5,662	394	683	1	6,740	41.2
	%			13,357	623	2,385	4	16,369	
				81.6	3.8	14.6	0.0	100.0	
参 考	企業	人数	男女	56	7	45	—	108	95.6
			計	2	2	1	—	5	4.4
		%		58	9	46	—	113	
				51.3	8.0	40.7	—	100.0	
	現業	人数	男女	—	—	—	—	—	—
			計	—	—	—	—	—	—
		%		—	—	—	—	—	—
				—	—	—	—	—	—

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある(以下第4表から第12表までの各表について同じ。)

第4表

給料表別・年齢別・男女別人員

年齢(歳)				～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61～	計	平均年齢(歳)
給料表															
行政職	人数	男		42	240	254	261	322	360	413	586	435	4	2,917	43.7
		女		36	260	236	161	134	154	221	244	111	－	1,557	39.2
	計			78	500	490	422	456	514	634	830	546	4	4,474	42.1
	%			1.7	11.2	11.0	9.4	10.2	11.5	14.2	18.6	12.2	0.1	100.0	
公安職	人数	男		85	259	295	308	496	444	344	277	167	－	2,675	39.6
		女		46	86	74	73	38	19	23	22	9	－	390	32.1
	計			131	345	369	381	534	463	367	299	176	－	3,065	38.7
	%			4.3	11.3	12.0	12.4	17.4	15.1	12.0	9.8	5.7	－	100.0	
海事職	人数	男		－	1	2	1	2	4	8	8	8	－	34	48.3
		女		－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	1	43.7
	計			－	1	2	1	2	5	8	8	8	－	35	48.1
	%			－	2.9	5.7	2.9	5.7	14.3	22.9	22.9	22.9	－	100.0	
研究職	人数	男		－	7	11	7	10	8	15	19	19	1	97	44.9
		女		－	5	6	7	6	7	9	7	2	－	49	40.9
	計			－	12	17	14	16	15	24	26	21	1	146	43.6
	%			－	8.2	11.6	9.6	11.0	10.3	16.4	17.8	14.4	0.7	100.0	
医療職(一)	人数	男		－	－	－	2	2	－	1	－	－	4	9	50.6
		女		－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	1	44.6
	計			－	－	－	2	2	1	1	－	－	4	10	50.0
	%			－	－	－	20.0	20.0	10.0	10.0	－	－	40.0	100.0	
医療職(二)	人数	男		－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	1	49.7
		女		－	－	－	1	－	1	1	2	－	－	5	46.9
	計			－	－	－	1	－	1	2	2	－	－	6	47.4
	%			－	－	－	16.7	－	16.7	33.3	33.3	－	－	100.0	
医療職(三)	人数	男		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		女		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	%			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
教育職(一)	人数	男		4	63	132	176	157	140	165	219	270	－	1,326	44.4
		女		－	88	107	101	90	122	180	210	196	－	1,094	44.5
	計			4	151	239	277	247	262	345	429	466	－	2,420	44.4
	%			0.2	6.2	9.9	11.4	10.2	10.8	14.3	17.7	19.3	－	100.0	
教育職(二)	人数	男		－	260	399	378	264	209	232	396	432	－	2,570	41.6
		女		2	405	548	492	398	354	433	519	492	－	3,643	41.1
	計			2	665	947	870	662	563	665	915	924	－	6,213	41.3
	%			0.0	10.7	15.2	14.0	10.7	9.1	10.7	14.7	14.9	－	100.0	
合計	人数	男		131	830	1,093	1,133	1,253	1,165	1,179	1,505	1,331	9	9,629	42.1
		女		84	844	971	835	666	659	867	1,004	810	－	6,740	40.7
	計			215	1,674	2,064	1,968	1,919	1,824	2,046	2,509	2,141	9	16,369	41.6
	%			1.3	10.2	12.6	12.0	11.7	11.1	12.5	15.3	13.1	0.1	100.0	
参 考	企業	人数	男	5	7	12	6	11	11	22	15	19	－	108	43.3
		女		－	－	1	1	－	－	2	1	－	－	5	41.1
	計			5	7	13	7	11	11	24	16	19	－	113	43.2
	%			4.4	6.2	11.5	6.2	9.7	9.7	21.2	14.2	16.8	－	100.0	
考	現業	人数	男	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		女		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	%			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(注) 条例附則第3項職員を含めた行政職給料表欄の平均年齢(男女計)は42.4歳である。

第5表

給料表別・経験年数別・男女別人員

経験年数(年)				給料表	～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～	計	平均経験年数(年)
行政職	人数	男			407	273	318	325	369	434	596	195	2,917	21.0
		女			379	209	165	149	179	160	238	78	1,557	17.3
	計				786	482	483	474	548	594	834	273	4,474	19.7
	%				17.6	10.8	10.8	10.6	12.2	13.3	18.6	6.1	100.0	
公安職	人数	男			371	354	395	571	393	249	197	145	2,675	17.9
		女			138	82	75	33	17	20	18	7	390	11.3
	計				509	436	470	604	410	269	215	152	3,065	17.0
	%				16.6	14.2	15.3	19.7	13.4	8.8	7.0	5.0	100.0	
海事職	人数	男			—	3	1	2	9	8	8	3	34	26.6
		女			—	—	—	1	—	—	—	—	1	20.0
	計				—	3	1	3	9	8	8	3	35	26.4
	%				—	8.6	2.9	8.6	25.7	22.9	22.9	8.6	100.0	
研究職	人数	男			17	7	9	10	16	16	15	7	97	20.5
		女			12	3	9	7	5	9	3	1	49	16.7
	計				29	10	18	17	21	25	18	8	146	19.2
	%				19.9	6.8	12.3	11.6	14.4	17.1	12.3	5.5	100.0	
医療職(一)	人数	男			—	2	2	—	1	—	—	4	9	25.6
		女			—	—	1	—	—	—	—	—	1	14.4
	計				—	2	3	—	1	—	—	4	10	24.5
	%				—	20.0	30.0	—	10.0	—	—	40.0	100.0	
医療職(二)	人数	男			—	—	—	—	—	1	—	—	1	28.0
		女			—	1	—	1	—	2	1	—	5	23.7
	計				—	1	—	1	—	3	1	—	6	24.4
	%				—	16.7	—	16.7	—	50.0	16.7	—	100.0	
医療職(三)	人数	男			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		女			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	%				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育職(一)	人数	男			127	179	187	135	161	186	245	106	1,326	21.1
		女			142	111	111	131	146	177	202	74	1,094	21.0
	計				269	290	298	266	307	363	447	180	2,420	21.1
	%				11.1	12.0	12.3	11.0	12.7	15.0	18.5	7.4	100.0	
教育職(二)	人数	男			452	454	329	239	201	304	460	131	2,570	18.4
		女			638	590	476	434	445	349	526	185	3,643	18.0
	計				1,090	1,044	805	673	646	653	986	316	6,213	18.1
	%				17.5	16.8	13.0	10.8	10.4	10.5	15.9	5.1	100.0	
合計	人数	男			1,374	1,272	1,241	1,282	1,150	1,198	1,521	591	9,629	19.5
		女			1,309	996	837	756	792	717	988	345	6,740	17.9
	計				2,683	2,268	2,078	2,038	1,942	1,915	2,509	936	16,369	18.8
	%				16.4	13.9	12.7	12.5	11.9	11.7	15.3	5.7	100.0	
参 考	企業	人数	男		15	10	8	12	16	17	15	15	108	21.8
		女			1	1	—	—	1	1	1	—	5	19.7
	計				16	11	8	12	17	18	16	15	113	21.7
	%				14.2	9.7	7.1	10.6	15.0	15.9	14.2	13.3	100.0	
考	現業	人数	男		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		女			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	%				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第6表

給料表別・勤続年数別・男女別人員

勤続年数(年)				～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～	計	平均勤続 年数(年)
給料表													
行 政 職	人数	男	556	335	319	306	312	421	536	132	2,917	19.0	
		女	459	208	149	131	163	151	227	69	1,557	16.1	
	計		1,015	543	468	437	475	572	763	201	4,474	18.0	
	%		22.7	12.1	10.5	9.8	10.6	12.8	17.1	4.5	100.0		
公 安 職	人数	男	416	376	449	573	341	203	193	124	2,675	16.8	
		女	144	86	72	28	15	23	15	7	390	10.8	
	計		560	462	521	601	356	226	208	131	3,065	16.1	
	%		18.3	15.1	17.0	19.6	11.6	7.4	6.8	4.3	100.0		
海 事 職	人数	男	5	－	1	2	8	7	11	－	34	23.7	
		女	－	－	－	1	－	－	－	－	1	19.8	
	計		5	－	1	3	8	7	11	－	35	23.6	
	%		14.3	－	2.9	8.6	22.9	20.0	31.4	－	100.0		
研 究 職	人数	男	28	6	7	11	16	12	11	6	97	17.3	
		女	12	7	8	7	3	8	3	1	49	15.3	
	計		40	13	15	18	19	20	14	7	146	16.6	
	%		27.4	8.9	10.3	12.3	13.0	13.7	9.6	4.8	100.0		
医療職(一)	人数	男	6	－	1	－	1	－	－	1	9	9.7	
		女	1	－	－	－	－	－	－	－	1	0.8	
	計		7	－	1	－	1	－	－	1	10	8.9	
	%		70.0	－	10.0	－	10.0	－	－	10.0	100.0		
医療職(二)	人数	男	－	－	－	－	－	1	－	－	1	27.9	
		女	－	1	－	1	－	2	1	－	5	23.2	
	計		－	1	－	1	－	3	1	－	6	24.0	
	%		－	16.7	－	16.7	－	50.0	16.7	－	100.0		
医療職(三)	人数	男	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		女	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	計		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	%		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
教育職(一)	人数	男	334	209	154	92	105	153	204	75	1,326	16.9	
		女	256	181	103	86	94	147	167	60	1,094	17.2	
	計		590	390	257	178	199	300	371	135	2,420	17.1	
	%		24.4	16.1	10.6	7.4	8.2	12.4	15.3	5.6	100.0		
教育職(二)	人数	男	693	512	313	181	118	265	403	85	2,570	15.4	
		女	894	723	577	309	253	303	478	106	3,643	15.1	
	計		1,587	1,235	890	490	371	568	881	191	6,213	15.2	
	%		25.5	19.9	14.3	7.9	6.0	9.1	14.2	3.1	100.0		
合 計	人数	男	2,038	1,438	1,244	1,165	901	1,062	1,358	423	9,629	17.1	
		女	1,766	1,206	909	563	528	634	891	243	6,740	15.4	
	計		3,804	2,644	2,153	1,728	1,429	1,696	2,249	666	16,369	16.4	
	%		23.2	16.2	13.2	10.6	8.7	10.4	13.7	4.1	100.0		
参 考	企 業	人数	20	10	10	6	16	19	16	11	108	20.4	
		男女計	1	1	－	－	1	1	1	－	5	19.0	
	%		21	11	10	6	17	20	17	11	113	20.3	
	現 業	人数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
男女計		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
%		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		

第7表

給料表別管理職手当の状況

支給区分 給料表		1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	受給者1人 当たり管理 職手当額
										円
行政職	人数 %	30 5.9	53 10.4	133 26.1	87 17.1	176 34.5	31 6.1	－ －	510 100.0	65,845
公安職	人数 %	1 1.5	23 33.8	34 50.0	10 14.7	－ －	－ －	－ －	68 100.0	81,691
海事職	人数 %	－ －	－ －	－ －	－ －	3 100.0	－ －	－ －	3 100.0	57,000
研究職	人数 %	－ －	1 5.6	－ －	9 50.0	8 44.4	－ －	－ －	18 100.0	64,111
医療職(一)	人数 %	－ －	1 16.7	5 83.3	－ －	－ －	－ －	－ －	6 100.0	92,500
医療職(二)	人数 %	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
医療職(三)	人数 %	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
教育職(一)	人数 %	－ －	－ －	23 12.8	27 15.1	64 35.8	30 16.8	35 19.6	179 100.0	53,464
教育職(二)	人数 %	－ －	－ －	51 6.6	92 11.9	377 48.6	255 32.9	－ －	775 100.0	52,943
合 計	人数 %	31 2.0	78 5.0	246 15.8	225 14.4	628 40.3	316 20.3	35 2.2	1,559 100.0	58,767
参 考	企業	人数 %	1 5.9	－ －	8 47.1	－ －	8 47.1	－ －	17 100.0	64,765
	現業	人数 %	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－
知事部局の例		部長 局長	部次長 審議監	課長 出先所長	出先次長	調整監	徴収監 検査監			

第8表

給料表別扶養手当の状況

区分 給料表			受 給 者						非受給者	合 計	受給者1人 当たり扶養 手 当 額
			扶 養 親 族 数					計			
			配偶者	子	うち特定期 間にある子	配偶者及び 子 以 外 の 扶 養 親 族	計				
行 政 職	人数 %	848	2,776	1,014	28	3,652	1,819 40.7	2,655 59.3	4,474 100.0	円 21,828	
公 安 職	人数 %	1,075	2,936	681	9	4,020	1,726 56.3	1,339 43.7	3,065 100.0	23,430	
海 事 職	人数 %	13	31	12	－	44	23 65.7	12 34.3	35 100.0	19,804	
研 究 職	人数 %	18	82	28	1	101	55 37.7	91 62.3	146 100.0	20,791	
医療職(一)	人数 %	4	10	4	－	14	5 50.0	5 50.0	10 100.0	29,400	
医療職(二)	人数 %	－	4	3	－	4	2 33.3	4 66.7	6 100.0	30,500	
医療職(三)	人数 %	－	－	－	－	－	－ －	－ －	－ －	－	
教育職(一)	人数 %	413	1,477	512	22	1,912	955 39.5	1,465 60.5	2,420 100.0	21,914	
教育職(二)	人数 %	653	3,054	910	35	3,742	1,945 31.3	4,268 68.7	6,213 100.0	21,521	
合 計	人数 %	3,024	10,370	3,164	95	13,489	6,530 39.9	9,839 60.1	16,369 100.0	22,165	
参 考	企 業	人数 %	36	99	37	1	136 54.0	52 46.0	113 100.0	23,525	
	現 業	人数 %	－	－	－	－	－ －	－ －	－ －	－	

(注) 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

第9表

給料表別住居手当の状況

区分 給料表		受 給 者				非受給者	合 計	受給者1人 当たり住居 手 当 額
		100円～ 11,000円	11,100円～ 26,900円	27,000円	計			
行 政 職	人数	1	686	697	1,384	3,090	4,474	円 24,821
	%	0.0	15.3	15.6	30.9	69.1	100.0	
公 安 職	人数	－	638	529	1,167	1,898	3,065	24,314
	%	－	20.8	17.3	38.1	61.9	100.0	
海 事 職	人数	－	3	3	6	29	35	26,083
	%	－	8.6	8.6	17.1	82.9	100.0	
研 究 職	人数	－	24	23	47	99	146	25,334
	%	－	16.4	15.8	32.2	67.8	100.0	
医 療 職(一)	人数	－	1	2	3	7	10	25,733
	%	－	10.0	20.0	30.0	70.0	100.0	
医 療 職(二)	人数	－	－	－	－	6	6	－
	%	－	－	－	－	100.0	100.0	
医 療 職(三)	人数	－	－	－	－	－	－	－
	%	－	－	－	－	－	－	
教 育 職(一)	人数	4	332	445	781	1,639	2,420	25,243
	%	0.2	13.7	18.4	32.3	67.7	100.0	
教 育 職(二)	人数	7	1,026	1,073	2,106	4,107	6,213	25,092
	%	0.1	16.5	17.3	33.9	66.1	100.0	
合 計	人数	12	2,710	2,772	5,494	10,875	16,369	24,884
	%	0.1	16.6	16.9	33.6	66.4	100.0	
参 考	企 業	人数	－	15	17	32	81	113
		%	－	13.3	15.0	28.3	71.7	
	現 業	人数	－	－	－	－	－	－
		%	－	－	－	－	－	

第10表

給料表別単身赴任手当の状況

給料表		距離	100km 未満	100km 以上 ～ 300km 未満	300km 以上 ～ 500km 未満	500km 以上 ～ 700km 未満	700km 以上 ～ 900km 未満	900km 以上 ～ 1,100km 未満	1,100km 以上 ～ 1,300km 未満	1,300km 以上 ～ 1,500km 未満	1,500km 以上 ～ 2,000km 未満	2,000km 以上	計	受給者1人 当たり単身 赴任手当額
行 政 職	人数		12	14	5	－	1	8	1	－	－	－	41	円
	%		29.3	34.1	12.2	－	2.4	19.5	2.4	－	－	－	100.0	44,390
公 安 職	人数		258	29	－	－	－	5	－	－	－	－	292	31,479
	%		88.4	9.9	－	－	－	1.7	－	－	－	－	100.0	
海 事 職	人数		3	2	－	－	－	－	－	－	－	－	5	33,200
	%		60.0	40.0	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	
研 究 職	人数		－	1	－	－	－	1	－	－	－	－	2	54,000
	%		－	50.0	－	－	－	50.0	－	－	－	－	100.0	
医療職(一)	人数		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	%		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療職(二)	人数		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	%		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療職(三)	人数		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	%		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
教育職(一)	人数		13	14	－	－	－	－	－	－	－	－	27	34,148
	%		48.1	51.9	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	
教育職(二)	人数		72	44	－	－	－	－	－	－	－	－	116	33,034
	%		62.1	37.9	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	
合 計	人数		358	104	5	－	1	14	1	－	－	－	483	33,209
	%		74.1	21.5	1.0	－	0.2	2.9	0.2	－	－	－	100.0	
参 考	企 業	人数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		%	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	現 業	人数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		%	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

第11表

給料表別通勤手当の状況

区分 給料表			受 給 者							非受給者	合 計	受給者1人 当たり通勤 手 当 額
			交通機関 利 用 者	交 通 用 具 使 用 者				併用者	計			
				自家用 自動車	スクーター・ オートバイ	自転車	計					
行 政 職	人数	100	2,895	58	233	3,186	402	3,688	786	4,474	円 16,679	
	%	2.2	64.7	1.3	5.2	71.2	9.0	82.4	17.6	100.0		
公 安 職	人数	42	1,972	109	72	2,153	25	2,220	845	3,065	8,464	
	%	1.4	64.3	3.6	2.3	70.2	0.8	72.4	27.6	100.0		
海 事 職	人数	1	23	－	－	23	3	27	8	35	26,027	
	%	2.9	65.7	－	－	65.7	8.6	77.1	22.9	100.0		
研 究 職	人数	3	104	1	9	114	5	122	24	146	13,440	
	%	2.1	71.2	0.7	6.2	78.1	3.4	83.6	16.4	100.0		
医 療 職(一)	人数	－	8	－	－	8	1	9	1	10	12,142	
	%	－	80.0	－	－	80.0	10.0	90.0	10.0	100.0		
医 療 職(二)	人数	－	5	－	－	5	－	5	1	6	11,240	
	%	－	83.3	－	－	83.3	－	83.3	16.7	100.0		
医 療 職(三)	人数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	%	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
教 育 職(一)	人数	22	1,929	1	9	1,939	232	2,193	227	2,420	14,346	
	%	0.9	79.7	0.0	0.4	80.1	9.6	90.6	9.4	100.0		
教 育 職(二)	人数	11	5,466	7	20	5,493	157	5,661	552	6,213	8,433	
	%	0.2	88.0	0.1	0.3	88.4	2.5	91.1	8.9	100.0		
合 計	人数	179	12,402	176	343	12,921	825	13,925	2,444	16,369	11,635	
	%	1.1	75.8	1.1	2.1	78.9	5.0	85.1	14.9	100.0		
参 考	企 業	人数	－	65	1	5	71	22	93	20	113	23,265
		%	－	57.5	0.9	4.4	62.8	19.5	82.3	17.7	100.0	
	現 業	人数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		%	－	－	－	－	－	－	－	－	－	

第12表

給料表別・通勤方法別・通勤距離(片道)別人員

給料表	距離 方法		2km 未満	2km 以上 4km 未満	4km 以上 6km 未満	6km 以上 10km 未満	10km 以上 14km 未満	14km 以上 18km 未満	18km 以上 22km 未満	22km 以上 26km 未満	26km 以上 30km 未満	30km 以上 34km 未満	34km 以上 38km 未満	38km 以上 42km 未満	42km 以上 46km 未満	46km 以上 50km 未満
行政職	交通機関		-	16	16	25	7	2	4	1	6	1	1	3	4	1
	自動車等		188	364	430	371	250	187	306	176	120	124	139	132	119	97
	自転車		239	186	39	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	併用		-	-	-	1	1	4	1	1	1	14	10	9	6	26
	徒歩		327	28	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他		-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	人数 %	754 16.9	595 13.3	488 10.9	404 9.0	259 5.8	193 4.3	311 7.0	178 4.0	127 2.8	139 3.1	150 3.4	144 3.2	129 2.9	124 2.8
公安職	交通機関		-	5	4	20	3	3	1	3	-	2	-	-	-	1
	自動車等		299	338	338	353	249	194	205	151	94	69	48	24	9	7
	自転車		47	44	22	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	併用		-	-	-	1	-	-	2	-	-	2	5	1	7	1
	徒歩		264	9	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他		219	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	人数 %	829 27.0	397 13.0	367 12.0	380 12.4	253 8.3	197 6.4	209 6.8	154 5.0	94 3.1	73 2.4	53 1.7	25 0.8	16 0.5	9 0.3
海事職	交通機関		-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自動車等		1	4	4	1	1	-	-	-	-	1	2	1	2	-
	自転車		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	併用		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	徒歩		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他		7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	人数 %	8 22.9	4 11.4	4 11.4	2 5.7	1 2.9	- -	- -	- -	- -	1 2.9	2 5.7	1 2.9	2 5.7	- -
研究職	交通機関		-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自動車等		10	12	11	12	5	7	17	15	4	2	4	7	-	2
	自転車		6	7	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	併用		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	徒歩		7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	人数 %	23 15.8	20 13.7	14 9.6	13 8.9	6 4.1	7 4.8	17 11.6	15 10.3	4 2.7	2 1.4	4 2.7	7 4.8	- -	2 1.4

50km 以上	54km 以上	58km 以上	62km 以上	66km 以上	70km 以上	74km 以上	78km 以上	82km 以上	86km 以上	90km 以上	94km 以上	98km 以上	計	通勤 方法別 構成比	1人当 たり平 均距離
54km 未満	58km 未満	62km 未満	66km 未満	70km 未満	74km 未満	78km 未満	82km 未満	86km 未満	90km 未満	94km 未満	98km 未満				
2	2	-	-	1	2	2	-	1	-	-	-	3	100	%	km
41	28	23	13	12	6	4	-	2	-	7	1	1	3,141	2.2	21.6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	472	70.2	18.7
55	31	13	28	24	34	40	28	6	18	13	19	19	402	10.5	2.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	356	9.0	66.2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	8.0	1.1
														0.1	4.2
98	61	36	41	37	42	46	28	9	18	20	20	23	4,474		
2.2	1.4	0.8	0.9	0.8	0.9	1.0	0.6	0.2	0.4	0.4	0.4	0.5	100.0	100.0	19.9
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43	1.4	12.1
1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2,380	77.7	11.6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	119	3.9	3.0
2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	25	0.8	51.4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	276	9.0	0.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	222	7.2	0.1
4	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	3	3,065		
0.1	-	0.0	-	-	0.0	-	-	-	-	-	-	0.1	100.0	100.0	9.8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.9	6.8
3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	24	68.6	33.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	3	8.6	97.8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	20.0	0.0
3	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	4	35		
8.6	5.7	-	-	-	2.9	-	-	-	-	-	-	11.4	100.0	100.0	31.2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2.1	8.2
2	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	115	78.8	18.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	10.3	2.4
-	-	1	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	5	3.4	73.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	5.5	1.2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	3	1	1	2	1	-	1	-	1	-	-	-	146		
1.4	2.1	0.7	0.7	1.4	0.7	-	0.7	-	0.7	-	-	-	100.0	100.0	17.9

給料表	距離		2km 未満	2km 以上	4km 以上	6km 以上	10km 以上	14km 以上	18km 以上	22km 以上	26km 以上	30km 以上	34km 以上	38km 以上	42km 以上	46km 以上
	方法			4km 未満	6km 未満	10km 未満	14km 未満	18km 未満	22km 未満	26km 未満	30km 未満	34km 未満	38km 未満	42km 未満	46km 未満	50km 未満
医療 職 (一)	交通機関 自動車等 自転車 併用 徒歩 その他		- - - - 1 -	- 1 - - - -	- 1 - - - -	- - - - - -	- - - - - -	- 2 - - - -	- 1 - - - -	- - - - - -	- 2 - - - -	- 1 - - - -	- - - - - -	- - - - - -	- - - 1 - -	- - - - - -
	計	人数 %	1 10.0	1 10.0	1 10.0	- -	- -	2 20.0	1 10.0	- -	2 20.0	1 10.0	- -	- -	1 10.0	- -
医療 職 (二)	交通機関 自動車等 自転車 併用 徒歩 その他		- - 1 - - -	- - - - - -	- 1 - - - -	- 1 - - - -	- 1 - - - -	- - - - - -	- - - - - -	- - - - - -	- 1 - - - -	- - - - - -	- - - - - -	- 1 - - - -	- - - - - -	- - - - - -
	計	人数 %	1 16.7	- -	1 16.7	1 16.7	1 16.7	- -	- -	- -	1 16.7	- -	- -	1 16.7	- -	- -
医療 職 (三)	交通機関 自動車等 自転車 併用 徒歩 その他		- - - - - -	- - - - - -	- - - - - -	- - - - - -	- - - - - -	- - - - - -	- - - - - -	- - - - - -	- - - - - -	- - - - - -	- - - - - -	- - - - - -	- - - - - -	- - - - - -
	計	人数 %	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
教育 職 (一)	交通機関 自動車等 自転車 併用 徒歩 その他		- 196 6 22 2	3 275 5 1 -	4 242 3 - -	1 312 - 2 -	1 163 1 3 -	1 201 - 6 -	2 157 - 9 -	2 143 - 5 -	- 110 - 3 -	1 108 - 8 -	1 67 - 14 -	2 64 - 19 -	2 35 - 22 -	1 16 - 25 -
	計	人数 %	226 9.3	284 11.7	249 10.3	315 13.0	168 6.9	208 8.6	168 6.9	150 6.2	113 4.7	117 4.8	82 3.4	85 3.5	59 2.4	42 1.7

50km 以上	54km 以上	58km 以上	62km 以上	66km 以上	70km 以上	74km 以上	78km 以上	82km 以上	86km 以上	90km 以上	94km 以上	98km 以上	計	通勤 方法別 構成比	1人当 たり平 均距離	
54km 未満	58km 未満	62km 未満	66km 未満	70km 未満	74km 未満	78km 未満	82km 未満	86km 未満	90km 未満	94km 未満	98km 未満					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	%	km	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	80.0	18.6	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	10.0	44.6	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	10.0	0.8	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	100.0	19.4	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	83.3	18.8	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	16.7	1.8	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	100.0	16.0	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11	4	6	3	3	1	3	2	1	-	2	-	-	1	22	0.9	24.2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,126	87.9	15.3
26	22	10	6	13	12	7	6	2	5	2	-	-	5	15	0.6	3.1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	232	9.6	51.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	1.0	0.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0.1	0.0
37	26	16	9	16	13	10	8	3	5	4	-	-	7	2,420	-	-
1.5	1.1	0.7	0.4	0.7	0.5	0.4	0.3	0.1	0.2	0.2	-	0.3	100.0	100.0	18.6	

給料表	距離		2km 未満	2km 以上	4km 以上	6km 以上	10km 以上	14km 以上	18km 以上	22km 以上	26km 以上	30km 以上	34km 以上	38km 以上	42km 以上	46km 以上	
	方法			4km 未満	6km 未満	10km 未満	14km 未満	18km 未満	22km 未満	26km 未満	30km 未満	34km 未満	38km 未満	42km 未満	46km 未満	50km 未満	
教育職 (二)	交通機関		－	－	1	2	4	2	－	1	－	－	－	1	－	－	
	自動車等		480	901	937	1,267	713	539	426	241	135	84	89	65	28	7	
	自転車		11	10	6	3	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	
	併用		－	－	－	2	3	3	16	11	3	11	16	10	8	14	
	徒歩		59	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	その他		－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	計	人数 %	550 8.9	912 14.7	944 15.2	1,275 20.5	720 11.6	544 8.8	442 7.1	253 4.1	139 2.2	95 1.5	105 1.7	76 1.2	36 0.6	21 0.3	
合計	交通機関		－	24	26	50	16	8	7	7	6	4	2	6	6	3	
	自動車等		1,174	1,895	1,964	2,317	1,382	1,130	1,112	726	466	389	349	294	193	129	
	自転車		310	252	72	15	2	－	1	－	1	－	－	－	－	－	
	併用		－	－	－	6	7	13	28	17	7	35	45	39	44	66	
	徒歩		680	39	3	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	その他		228	3	3	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	計	人数 %	2,392 14.6	2,213 13.5	2,068 12.6	2,390 14.6	1,408 8.6	1,151 7.0	1,148 7.0	750 4.6	480 2.9	428 2.6	396 2.4	339 2.1	243 1.5	198 1.2	
参 考 業 業	企業	交通機関		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		自動車等		7	5	5	9	6	2	6	6	2	4	4	6	1	
		自転車		3	4	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		併用		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	1	2	
		徒歩		9	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		その他		1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		計	人数 %	20 17.7	9 8.0	6 5.3	9 8.0	6 5.3	2 1.8	6 5.3	6 5.3	2 1.8	4 3.5	4 3.5	8 7.1	2 1.8	4 3.5
	現業	交通機関		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		自動車等		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		自転車		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		併用		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		徒歩		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		その他		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		計	人数 %	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －

50km 以上	54km 以上	58km 以上	62km 以上	66km 以上	70km 以上	74km 以上	78km 以上	82km 以上	86km 以上	90km 以上	94km 以上	98km 以上	計	通勤 方法別 構成比	1人当 たり平 均距離
54km 未満	58km 未満	62km 未満	66km 未満	70km 未満	74km 未満	78km 未満	82km 未満	86km 未満	90km 未満	94km 未満	98km 未満				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	%	km
11	8	7	4	3	1	-	1	-	-	3	-	3	5,953	0.2	14.6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31	95.8	11.0
11	15	6	6	5	5	3	2	2	3	-	1	1	157	0.5	3.8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59	2.5	44.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0.9	0.6
														0.0	5.4
22	23	13	10	8	6	3	3	2	3	3	1	4	6,213		
0.4	0.4	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	100.0	100.0	11.7
3	2	-	-	1	2	2	-	1	-	-	-	4	180	1.1	18.9
69	45	36	20	20	9	7	3	3	-	12	1	7	13,752	84.0	13.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	653	4.0	2.6
94	68	31	41	42	53	50	37	10	27	15	20	30	825	5.0	57.6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	723	4.4	1.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	236	1.4	0.2
166	115	67	61	63	64	59	40	14	27	27	21	41	16,369		
1.0	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1	0.3	100.0	100.0	14.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	2	73	64.6	24.4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	7.1	2.7
7	5	1	1	-	1	1	1	-	-	-	-	-	22	19.5	55.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	8.0	0.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.9	0.0
10	5	2	1	1	1	2	1	-	-	-	-	2	113		
8.8	4.4	1.8	0.9	0.9	0.9	1.8	0.9	-	-	-	-	1.8	100.0	100.0	26.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第13表

任期付研究員及び特定任期付職員の給料表別・号給別人員

給料表	計	1	2	3	4	5	6	7
第一号任期付研究員	人	人	人	人	人	人	人	人
第二号任期付研究員	人	人	人	人	人	人	人	人
特定任期付職員	1	人	人	1	人	人	人	人

- (注) 1 第一号任期付研究員給料表は、招へいされて高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事する職員に適用する。
- 2 第二号任期付研究員給料表は、先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用する。
- 3 特定任期付職員給料表は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用する。

第14表

60歳超職員の給料表別・等級別人員

その1 定年が引き上げられた職員(条例附則第3項職員)

給料表	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
行政職	75	人	人	7	6	62	人	人	人	人
公安職	37	人	人	2	13	22	人	人	人	人
海事職	3	人	人	人	3	人	人	人	人	人
研究職	3	人	人	3	人	人	人	人	人	人
医療職(一)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
医療職(二)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
医療職(三)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
教育職(一)	114	人	108	2	4	人	人	人	人	人
教育職(二)	173	人	154	5	14	人	人	人	人	人
合計	405	人	262	19	40	84	人	人	人	人
参考	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	現業	人	人	人	人	人	人	人	人	人

- (注) 令和5年3月31日以前からの勤務延長者、定年による退職の特例が適用される職員、職員の定年等に関する条例第3条に定める医師及び歯科医師、定年に関する規定が適用されない職員を除く。

その2 定年前再任用短時間勤務職員

給料表	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
行政職	7	人	人	6	人	人	人	1	人	人
公安職	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
海事職	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
研究職	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
医療職(一)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
医療職(二)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
医療職(三)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
教育職(一)	7	人	7	人	人	人	人	人	人	人
教育職(二)	27	人	27	人	人	人	人	人	人	人
合計	41	人	34	6	人	人	人	1	人	人
参考	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	現業	人	人	人	人	人	人	人	人	人

その3 暫定再任用職員(常勤)

給 料 表		等級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
行 政 職		131	人 -	人 -	人 130	人 1	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -
公 安 職		53	-	-	19	34	-	-	-	-	-
海 事 職		2	-	-	2	-	-	-			
研 究 職		16	-	16	-	-	-				
医 療 職 (一)		-	-	-	-	-					
医 療 職 (二)		-	-	-	-	-	-	-	-		
医 療 職 (三)		-	-	-	-	-	-	-	-		
教 育 職 (一)		269	-	269	-	-					
教 育 職 (二)		322	-	322	-	-					
合 計		793	-	607	151	35	-	-	-	-	-
参 考	企 業	5	-	-	5	-	-	-	-	-	-
	現 業	-	-	-	-	-	-				

その4 暫定再任用職員(短時間)

給 料 表		等級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
行 政 職		14	人 -	人 -	人 13	人 -	人 -	人 -	人 1	人 -	人 -
公 安 職		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海 事 職		-	-	-	-	-	-	-			
研 究 職		2	-	2	-	-	-				
医 療 職 (一)		-	-	-	-	-					
医 療 職 (二)		-	-	-	-	-	-	-	-		
医 療 職 (三)		-	-	-	-	-	-	-	-		
教 育 職 (一)		6	-	6	-	-					
教 育 職 (二)		78	-	78	-	-					
合 計		100	-	86	13	-	-	-	1	-	-
参 考	企 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	現 業	-	-	-	-	-	-				

民 間 給 与 関 係

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査目的

職員の給与と県内の民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ること

2 調査時点

令和7年4月分最終給与締切日現在

3 調査範囲

(1) 調査対象事業所

常勤の従業員数が、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所

(2) 調査対象職種

支店長等76職種(うち初任給関係職種18職種)

4 調査対象の抽出

(1) 事業所

上記3(1)に該当する553事業所のうち、規模及び産業等により層化し155事業所を無作為に抽出

(2) 従業員

調査事業所の従業員のうち、調査職種の定義に該当するものを抽出

調査実人員は7,382人(うち初任給関係職種264人)、調査職種該当者(母集団)の推定数は35,902人であり、うち行政職に相当する調査実人員は6,268人(うち初任給関係職種255人)、当該調査職種該当者(母集団)の推定数は26,362人

5 調査項目

(1) 事業所票(1)

賞与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

給与改定及び通勤手当の支給の状況等

(3) 個人票

年齢、職種、学歴、きまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

(4) 初任給調査票

学歴別初任給月額及び該当従業員数

第15表

産業別・規模別調査事業所数

産業 \ 企業規模	計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	【参考】 50 人 以 上 100 人 未 満
計	142	56	62	24
農 業 , 林 業 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 建 設 業	17	5	5	7
製 造 業	58	23	27	8
電気・ガス・熱供給・水道業 情 報 通 信 業 運 輸 業 , 郵 便 業	29	12	13	4
卸 売 業 , 小 売 業	3	2	1	0
金 融 業 , 保 険 業 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	5	4	0	1
教 育 , 学 習 支 援 業 医 療 , 福 祉 業 サ ー ビ ス 業	30	10	16	4

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が13あった。

2 いずれも事業所規模は50人以上の事業所である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第16表

職 種 別 民 間 給 与 の 支 給 状 況

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計 (100人以上)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給		(A－B)	
				する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	14	55.0	796,725	1,563	795,162	
	短 大 卒	6	53.7	878,668	3,543	875,125	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	7	56.2	732,431	125	732,306	
	工 場 長	－	－	－	－	－	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	13	56.0	811,658	5,006	806,652	
	短 大 卒	8	57.2	820,574	0	820,574	
	高 校 卒	－	－	－	－	－	
	中 学 卒	5	53.5	793,331	15,294	778,037	
	事 務 部 長	－	－	－	－	－	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	137	52.4	692,988	4,034	688,954	
	短 大 卒	113	52.5	720,625	2,156	718,469	
	高 校 卒	5	53.7	524,119	805	523,314	
	中 学 卒	19	51.5	555,199	17,434	537,765	
	技 術 部 長	－	－	－	－	－	同上
	大 学 卒	80	53.1	711,808	5,599	706,209	
	短 大 卒	59	53.0	732,555	4,997	727,558	
	高 校 卒	5	50.2	587,114	14,540	572,574	
	中 学 卒	16	54.3	666,066	5,477	660,589	
		－	－	－	－	－	

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって支給		(A－B)	
				する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	{ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	大 学 卒	79	51.1	658,684	17,374	641,310	
	短 大 卒	56	50.5	685,155	12,194	672,961	
	高 校 卒	7	52.4	599,774	55,005	544,769	
	中 学 卒	16	52.9	578,576	21,263	557,313	
	技 術 部 次 長	20	51.9	706,947	30,326	676,621	同上
	大 学 卒	－	－	－	－	－	
	短 大 卒	11	51.4	692,899	223	692,676	
	高 校 卒	3	55.0	755,628	65,189	690,439	
	中 学 卒	6	51.4	712,006	71,577	640,429	
	事 務 課 長	320	50.1	611,164	22,032	589,132	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
	大 学 卒	－	－	－	－	－	
	短 大 卒	211	49.0	635,701	26,472	609,229	
	高 校 卒	18	53.9	579,939	325	579,614	
	中 学 卒	91	52.4	549,762	14,556	535,206	
	技 術 課 長	328	49.3	594,567	22,488	572,079	同上
	大 学 卒	－	－	－	－	－	
	短 大 卒	192	48.9	621,519	22,747	598,772	
	高 校 卒	26	50.2	551,862	6,918	544,944	
	中 学 卒	110	49.7	550,327	25,966	524,361	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって支給		(A－B)	
				する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長 代 理	人	歳	円	円	円	{ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間) (注)「中間職(課長－係長間)」とは、課長と係 長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給 与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に 位置付けられる者をいう(以下同じ。)
	大 学 卒	189	47.2	589,433	115,240	474,193	
	短 大 卒	139	46.0	621,043	139,762	481,281	
	高 校 卒	12	53.3	528,730	43,309	485,421	
	中 学 卒	38	49.8	485,022	42,047	442,975	
	技 術 課 長 代 理	109	47.5	557,380	6,653	550,727	同上
	大 学 卒	83	46.3	565,018	5,649	559,369	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	25	52.7	521,466	11,713	509,753	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 係 長	425	44.7	493,037	72,788	420,249	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	249	42.6	499,144	72,564	426,580	
	短 大 卒	48	46.3	434,329	58,612	375,717	
	高 校 卒	125	49.3	504,558	80,336	424,222	
	中 学 卒	3	48.4	392,103	21,518	370,585	
技 術 係 長	340	46.3	549,448	55,625	493,823	同上	
大 学 卒	159	44.4	560,767	41,833	518,934		
短 大 卒	28	45.6	493,664	51,632	442,032		
高 校 卒	151	49.2	544,342	77,868	466,474		
中 学 卒	2	54.9	508,781	27,381	481,400		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって支給		(A－B)	
				する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人 380	歳 41.1	円 411,935	円 60,945	円 350,990	{ 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
	大 学 卒	201	37.2	411,872	71,238	340,634	
	短 大 卒	60	47.8	402,365	49,505	352,860	
	高 校 卒	118	45.1	416,130	46,613	369,517	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技 術 主 任	384	44.7	479,868	67,730	412,138	同上
	大 学 卒	153	41.8	479,383	67,579	411,804	
	短 大 卒	47	44.7	449,043	61,978	387,065	
	高 校 卒	182	47.4	488,753	69,530	419,223	
	中 学 卒	2	51.5	461,425	54,949	406,476	
	事 務 係 員	1,368	38.3	332,956	36,071	296,885	
	大 学 卒	593	35.6	350,386	39,851	310,535	
	短 大 卒	216	42.8	325,995	35,871	290,124	
	高 校 卒	556	39.4	316,373	32,061	284,312	
	中 学 卒	3	47.4	300,060	6,808	293,252	
	技 術 係 員	1,145	36.1	381,995	54,706	327,289	
	大 学 卒	464	34.6	392,715	48,379	344,336	
	短 大 卒	118	35.8	357,774	52,873	304,901	
	高 校 卒	558	37.8	374,395	61,952	312,443	
	中 学 卒	5	43.6	389,713	72,524	317,189	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査		令和7年4月分平均支給額			備 考
		実人員	平均 年 齢	きまって支給		(A－B)	
				する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
事務・技術関係職種	支 店 長	人 12	歳 55.6	円 835,131	円 76	円 835,055	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	12	56.0	824,830	5,353	819,477	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	93	52.2	759,937	1,225	758,712	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	46	53.1	805,069	1,151	803,918	
	事 務 部 次 長	64	51.2	705,065	22,158	682,907	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	16	52.1	756,952	22,722	734,230	
	事 務 課 長	248	50.1	643,765	24,902	618,863	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	技 術 課 長	208	49.5	657,324	27,457	629,867	
	事 務 課 長 代 理	145	45.9	635,600	140,046	495,554	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技 術 課 長 代 理	83	46.6	569,077	7,319	561,758	
	事 務 係 長	311	44.6	527,459	90,530	436,929	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	263	46.4	581,563	61,091	520,472	
	事 務 主 任	267	40.6	434,836	71,966	362,870	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
	技 術 主 任	282	44.9	499,659	73,443	426,216	
	事 務 係 員	786	38.7	365,007	46,772	318,235	
	技 術 係 員	855	36.1	394,874	58,954	335,920	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給		(A－B)	
				する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 2	歳 52.0	円 594,081	円 9,411	円 584,670	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	44	52.8	561,074	9,567	551,507	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	34	53.1	578,126	11,974	566,152	
	事 務 部 次 長	15	50.7	490,253	0	490,253	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	4	51.2	557,484	53,052	504,432	
	事 務 課 長	72	50.1	482,666	10,719	471,947	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
	技 術 課 長	120	48.9	471,607	12,753	458,854	
	事 務 課 長 代 理	44	51.7	420,485	24,463	396,022	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技 術 課 長 代 理	26	51.3	509,324	3,915	505,409	
	事 務 係 長	114	45.0	390,058	19,711	370,347	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	77	45.6	401,088	30,375	370,713	
	事 務 主 任	113	42.3	356,757	34,393	322,364	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
	技 術 主 任	102	44.2	403,590	45,708	357,882	
	事 務 係 員	582	37.7	285,423	20,201	265,222	
	技 術 係 員	290	36.2	322,176	34,973	287,203	

4【参考】企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給		(A－B)	
				する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
事務・技術関係職種	支 店 長	人 －	歳 －	円 －	円 －	円 －	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	－	－	－	－	－	
	事 務 部 長	13	50.4	587,990	8,326	579,664	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	8	53.9	573,507	0	573,507	
	事 務 部 次 長	4	44.5	474,959	6,622	468,337	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	－	－	－	－	－	
	事 務 課 長	10	50.5	471,696	9,709	461,987	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	技 術 課 長	28	52.6	403,891	672	403,219	
	事 務 課 長 代 理	13	44.8	458,493	6,751	451,742	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技 術 課 長 代 理	9	50.9	400,334	20,729	379,605	
	事 務 係 長	18	45.9	364,888	34,752	330,136	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	32	46.5	369,645	33,563	336,082	
	事 務 主 任	17	44.2	289,226	26,227	262,999	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
	技 術 主 任	15	37.8	312,213	43,643	268,570	
	事 務 係 員	124	37.7	290,196	24,575	265,621	
	技 術 係 員	90	33.8	324,629	31,275	293,354	

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計（100人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A－B)	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車 運 転 手	-	-	-	-	-	業務委託契約等に基づき、他の事業所において 業務に従事している者を除く。
	守 衛	3	58.0	240,495	35,283	205,212	
	用 務 員	5	49.4	351,422	19,178	332,244	
海 事 関 係 職 種	船 長・機 関 長	12	50.0	908,274	98,173	810,101	港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以 上の船舶の乗組員
	一等航海士・機関士	16	37.3	668,232	178,632	489,600	
	二等航海士・機関士	10	34.4	602,158	185,284	416,874	
	三等航海士・機関士	9	26.9	533,592	171,181	362,411	
	運 航 士	-	-	-	-	-	
	甲 板 長・操 機 長	9	50.6	631,077	189,918	441,159	
	甲 板 手・操 機 手	3	33.0	456,058	124,852	331,206	
	甲 板 員・機 関 員	14	28.9	456,595	142,054	314,541	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研 究 部 (課) 長	10	46.8	549,049	11,372	537,677	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研 究 室 (係) 長	11	40.6	450,331	10,639	439,692	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	14	40.0	493,402	37,412	455,990	下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する者、上記研究部(課) 長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	27	38.1	352,345	23,278	329,067	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	4	57.8	1,601,551	100,811	1,500,740	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	8	50.8	1,502,819	277,479	1,225,340	部下に医師又は歯科医師1人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって支給		(A－B)	
				する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
医 療 関 係 職 種	医 師	人 39	歳 51.6	円 1,232,615	円 108,098	円 1,124,517	部下に薬剤師2人以上
	歯 科 医 師	*	*	*	*	*	
	薬 局 長	5	55.4	590,807	63,697	527,110	
	薬 剤 師	19	41.7	399,968	36,073	363,895	
	診 療 放 射 線 技 師	34	42.6	377,562	20,325	357,237	
	臨 床 検 査 技 師	43	40.9	326,398	23,758	302,640	部下に看護師長5人以上
	栄 養 士	43	37.4	263,357	10,854	252,503	
	理 学 療 法 士	82	37.0	308,906	4,324	304,582	
	作 業 療 法 士	72	35.4	289,466	1,816	287,650	
	総 看 護 師 長	7	55.1	508,919	3,384	505,535	
	看 護 師 長	115	49.2	413,756	30,238	383,518	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	290	43.7	354,859	36,336	318,523	
	准 看 護 師	106	45.5	280,657	37,611	243,046	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	2	62.0	648,510	5,000	643,510	
	大 学 教 授	22	57.0	562,347	8,904	553,443	
	大 学 准 教 授	21	46.8	475,487	14,151	461,336	
	大 学 講 師	19	50.0	422,861	3,944	418,917	
	大 学 助 教	9	45.9	397,435	2,778	394,657	
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 頭	3	52.0	492,632	7,832	484,800	
	高 等 学 校 教 諭	17	40.3	361,535	9,202	352,333	

その3 再雇用者

企業規模計（100人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって支給		(A－B)	
				する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	人 *	歳 *	円 *	円 *	円 *	その1の1企業規模計(100人以上)の備考欄参照
	事 務 ・ 技 術 部 長	17	62.4	591,328	302	591,026	
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	3	62.3	531,793	0	531,793	
	事 務 ・ 技 術 課 長	17	62.3	399,188	0	399,188	
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	3	62.8	410,290	0	410,290	
	事 務 ・ 技 術 係 長	4	62.5	339,361	24,034	315,327	
	事 務 ・ 技 術 主 任	23	66.0	319,302	29,746	289,556	
	事 務 ・ 技 術 係 員	224	62.4	300,034	16,974	283,060	

第17表

公民給与の比較における対応関係

行政職 給料表	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	【参考】 企業規模50人以上 100人未満の事業所
9級	支 店 長 ・ 工 場 長 事 務 部 長 ・ 技 術 部 長 事務部次長・技術部次長	—	—
8級	事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	支 店 長 ・ 工 場 長 事 務 部 長 ・ 技 術 部 長 事務部次長・技術部次長	
7級			支 店 長 ・ 工 場 長 事 務 部 長 ・ 技 術 部 長 事務部次長・技術部次長
6級	事務課長代理・技術課長代理	事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	事 務 課 長 ・ 技 術 課 長
5級			事 務 課 長 ・ 技 術 課 長
4級	事 務 係 長 ・ 技 術 係 長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
3級		事 務 係 長 ・ 技 術 係 長	事 務 係 長 ・ 技 術 係 長
2級	事 務 主 任 ・ 技 術 主 任	事 務 主 任 ・ 技 術 主 任	事 務 主 任 ・ 技 術 主 任
1級	事 務 係 員 ・ 技 術 係 員	事 務 係 員 ・ 技 術 係 員	事 務 係 員 ・ 技 術 係 員

第18表

民間における職種別・学歴別初任給

職 種	学 歴		初 任 給 額 (企業規模100人以上)	【参考】 初 任 給 額 (企業規模50人以上)
事務員・技術者	大 学 卒	事 務	228,254 ^円	226,874 ^円
		技 術	237,520	237,520
		全	231,433	230,330
	短 大 卒	事 務	※ 186,805	※ 186,805
		技 術	190,142	189,022
		全	207,044	205,996
	高 校 卒	事 務	200,538	199,410
		技 術		
		全		
薬 剤 師	大 学 卒		*	*
栄 養 士	短 大 卒		*	*
看 護 師	養 成 所 卒		※ 200,400	※ 200,400
高 等 学 校 教 諭	大 学 卒		※ 202,800	※ 202,800

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する給与を含むものである。

2 技術者(短大卒)、研究員(大学卒)、研究補助員(短大卒、高校卒)、医師(大学卒)、診療放射線技師(養成所卒)、准看護師(養成所卒)、大学助教(大学卒)及び船員(海上技術学校卒)についても調査したが、該当がなかった。

3 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

4 ※印のあるものは、調査実人員が10人以下であることを示す。

備考 職員の場合、現行の行政職初任給は、大学卒相当227,500円、高校卒相当196,200円である。

第19表

民間における給与改定の状況

(単位:%)

役職 段階	項目	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定の 慣 行 な し
	企業規模				
係 員	100人以上	70.1	0.0	0.0	29.9
	【参考】 50人以上	67.4	0.0	0.0	32.6
課長級	100人以上	61.9	1.1	0.0	37.0
	【参考】 50人以上	59.9	0.9	0.0	39.2

第20表

民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項目		定期昇給 制 度 あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制 度 な し
役職 段階	企業規模							
			増 額	減 額	変化なし			
係 員	100人以上	97.5	97.5	35.4	4.8	57.3	0.0	2.5
	【参考】 50人以上	95.2	95.2	34.9	4.2	56.1	0.0	4.8
課長級	100人以上	79.4	79.4	26.1	1.6	51.7	0.0	20.6
	【参考】 50人以上	78.9	78.9	26.7	2.2	50.0	0.0	21.1

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第21表

民間における初任給の改定状況

(単位:%)

（単位：％）

学歴	項目 企業規模	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増 額	据置き	減 額	
大学卒	100人以上	57.1	(83.0)	(17.0)	(0.0)	42.9
	【参考】 50人以上	46.7	(82.8)	(17.2)	(0.0)	53.3
高校卒	100人以上	58.3	(80.9)	(19.1)	(0.0)	41.7
	【参考】 50人以上	50.2	(80.6)	(19.4)	(0.0)	49.8

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、回答のあった本店を対象として集計したものである。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第22表

民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

(単位:%)

支 給 す る	支 給 形 態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定 額 制	一律定額制	そ の 他	
100.0	(11.7)	(66.1)	(0.0)	(22.2)	0.0

(注) 1 支給形態の()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。
 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである(その2、その3及びその4において同じ。)

その2 距離段階別定額制における支給月額

(単位:円)

距 離 (片 道)	5km	10km	20km	30km	40km	50km
支 給 月 額	3,899	6,925	12,928	18,379	22,947	26,289
距 離 (片 道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支 給 月 額	28,842	30,839	32,586	34,265	35,803	

(注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る
通勤手当の支給状況

(単位:%)

支 給 す る	支 給 形 態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	そ の 他	
38.8	(26.0)	(33.2)	(30.0)	(10.8)	61.2

(注) 支給形態の()内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その4 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る
通勤手当の月額支給の状況

(単位:%)

月 額							
3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 9,000円未満	9,000円以上 10,000円未満
0.0	25.0	12.5	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0
月 額							
10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上						
0.0	37.5						

(注) 1 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制又は制限支給制、一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。
 2 全額支給制及び制限支給制にあっては最高支給月額である。

第23表

民間における住居(住宅)手当の支給状況

支 給 の 有 無	割 合	(参 考) 全 国 民 間
支 給 す る	66.2%	56.6%
支 給 し な い	33.8%	43.4%
借家・借間居住者に対する 住居(住宅)手当月額の 最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満	32,000円以上 33,000円未満

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第24表

民間における冬季賞与の配分状況

(単位:%)

役職段階 \ 項目	一 定 率 (額) 分	考 課 査 定 分
係 員	64.3	35.7
課 長 級	56.6	43.4
部長級(非役員)	55.9	44.1

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第25表

民間における定年制の状況

(単位:%)

定 年 制 あ り	定 年 年 齢		定 年 制 な し
	60歳	61歳以上	
100.0	62.5	37.5	0.0

(注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

そ の 他 参 考 資 料

第26表

費目別・世帯人員別標準生計費(令和7年4月)

山口市

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	34,395	46,463	59,425	72,377	85,339
住 居 関 係 費	40,501	52,575	43,879	35,183	26,478
被 服 ・ 履 物 費	7,041	5,063	8,069	11,075	14,070
雑 費 I	32,166	47,146	65,648	84,138	102,652
雑 費 II	13,484	21,949	28,716	35,496	42,264
計	127,587	173,196	205,737	238,269	270,803

(注) 1 総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯(2人～5人世帯)について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和7年4月の標準生計費としたものに、全国の費目別平均支出金額に対する山口市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食 料 費 … 食料

住 居 関 係 費 … 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被 服 ・ 履 物 費 … 被服及び履物

雑 費 I … 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II … その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

